

連 絡 事 項

第1 生活保護制度の適正な実施等について

1 改正生活保護法の着実な施行

平成30年通常国会において、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が成立し、同年6月8日に公布された。引き続き、改正生活保護法の着実な施行に向けた協力をお願いしたい。

今後、施行を予定している事項は以下のとおり。

（令和2年4月1日）

- ・無料低額宿泊所の規制強化（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の2等）
- ・単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活支援を提供する仕組みの創設（生活保護法第30条第1項ただし書き）

（令和3年1月1日）

- ・被保護者健康管理支援事業の創設（生活保護法第55条の8）
- ・被保護者健康管理支援事業の実施に資するための国による調査分析等（生活保護法第55条の9）

2 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された改正生活保護法において申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保

護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないで申請を受け付けないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことがないよう徹底されたい。

また、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要であるから、福祉事務所において適切な対応がなされるよう、引き続き周知徹底願いたい。

3 住宅扶助の代理納付の活用について

住宅確保要配慮者については、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっている。一方、住宅ストックの状況については、空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、こうした空き家等の有効活用が課題となっている。このような背景から、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（被保護入居者に係る特例関係）の施行について」（平成29年10月26日社援発1026第2号、国住備第103号

厚生労働省社会・援護局長、国土交通省住宅局長連名通知)において周知しているとおり、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第24号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。)(国土交通省所管)が、平成29年10月25日に施行された。

改正住宅セーフティネット法においては、生活保護制度に関連する事項として、住宅扶助の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が追加されている。具体的には、生活保護受給者に住居を貸し付けている登録事業者(改正住宅セーフティネット法第51条第1項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)は、入居する生活保護受給者が家賃の請求に応じないこと等により居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合には、その旨を保護の実施機関に通知することができる。また、その通知を受けた保護の実施機関は、代理納付等その他保護の目的を達するために必要な措置(以下「代理納付等の措置」という。)を講ずる必要があるかどうか判断するため、速やかに当該生活保護受給者の状況の把握等を行うこととされている。なお、保護の実施機関においては、登録事業者からの通知を受けて代理納付等の措置についての判断を行った場合は、その結果について通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、生活保護受給者の居住の安定にも資すると考えられることから、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条に基づく通知を行った登録事業者への連絡について」(平成29年11月17日社援保発1117第1号、国住備第110号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局総合整備課長連名通知)に基づき、生活保護受給者に連絡するとともに、通知を行った登録事業者へも判断結果や代理納付等の措置を講じる場合にはその開始時期を連絡することとしている。

代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の用途以外に費消され、結果として住居を失う可能性もあることから、住宅扶助費を支給しているにもかかわらず家賃等以外に費消し家賃等を滞納している場合には、令和2年4月より、原則、代理納付を適用することとしており、通知を発出予定

であるため、ご了承ください。

4 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について

平成 24 年 12 月から実施している金融機関の本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、従前は複数の支店に対し個々に照会していたものを、本店等一括照会を行うことによって、各保護の実施機関の事務負担の軽減につながるとともに、従前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資するものと考えている。

本店等一括照会は、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているが、照会方法の効率化を図る観点から要望があったことを踏まえて、平成 26 年 9 月 30 日付けで上記通知の一部改正を行い、同一世帯の者を一括して照会できる様式等への変更を行ったところである。

一方で、金融機関からは、一部の地方自治体において関係通知で定める実施方法等が徹底されていないとの指摘がなされている。これまでも、徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、留意点を整理した「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を発出し、機会を捉えて注意喚起を図ってきたところであるが、引き続き徹底されていない事例が散見される状況にあることから、改めて各福祉事務所への周知・徹底について改善方策の検討の求めがあったところである。

また、生命保険会社に対して実施する生活保護法第 29 条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところであるが、地方における規制改革タスクフォースの中で、関係団体から、実態として統一様式への移行が進んでいない状況であり、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大な非効率が生じていることから、改めて各福祉事務所への周知・徹底について改善方策の検討の求めがあったところである。

金融機関や生命保険会社における資産調査への回答作業においては、地方自治体からの照会様式を OCR で電子的に読み取った上で作業をする会社もあり、その場合は照会様式が統一されていることが前提となるほか、該当項目が記載されている箇所が照会す

る地方自治体の書式ごとに異なることは、業務効率の低下を招き、結果として照会から回答までの期間が延びる要因になる。

このような事情を踏まえ、金融機関への資産調査だけではなく、生命保険会社への資産調査についても、所定の様式を使用していただく必要がある。

一方で、生活保護行政のみならず行政機関から金融機関に対して行う預貯金等の照会については、その多くが書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じているとともに行政機関において行政事務に時間を要する等の課題があることから、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化が検討されている。現行、福祉事務所から金融機関に対して照会を行うにあたり、同意書の写しを添付することとしているが、こうした照会の電子化を見据えて、同意書の写しの添付を省略することとし、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日 社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日 社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日より適用するので御了知願いたい。

また、「生命保険会社等への生活保護法第 29 条に基づく調査について」（平成 31 年 3 月 29 日 厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）において、生命保険会社等への照会にあたっての調査日の指定については、回答する側にも一定の制約があり、必ずしも保護の実施機関が指定した日（保護の開始の申請日等）の状況に係る回答を得られるものではないので、引き続き、現に把握できる情報の範囲において保護の要否及び程度を決定して差し支えないので、その旨ご留意いただきたい。

5 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具

什器費に冷房器具を加えたところである。

このため、管内の実施機関に対して改めて改正内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に改正内容が伝わるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮されたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ公布する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることはないよう配慮されたい。

6 高校生のアルバイト収入の申告漏れについて

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会や生活保護制度に関する国と地方の実務者協議において、高校生のアルバイト収入の申告漏れに関しては、本人が収入申告義務をよく理解していない場合や、本人に悪気がない場合があり、子どもの自立への意欲を削がないような対応に見直すべきとの意見があった。

これを踏まえ、平成 30 年 4 月から、不正受給の意思の確認にあたっては世帯主及び世帯員の病状や家庭環境等を考慮することとし、収入申告義務の理解が極めて困難であり、適正に収入申告が行われなかったことがやむを得ない場合には、不正受給ではない生活保護法第 63 条に基づく費用返還として取り扱うことができることとしているので、ご了承ください。

7 預貯金等の資産保有状況の適切な把握

平成 27 年 4 月から、生活保護受給者に少なくとも 12 箇月ごとの資産申告を求め、保

護の実施機関が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよう実施要領の改正を行ったところである。この申告により、預貯金等を保有していることが発見された場合には、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段により蓄えられたものではないことを確認し、当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取されたい。また、聴取の結果、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には保有を容認して差し支えないが、その際は、生活保護受給者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行われたい。一方で、合理的な使用目的がない場合や保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、まず、生活の維持向上の観点から生活保護の趣旨目的に沿った当該預貯金等の計画的な支出について助言指導するとともに、それでもなお改善が認められない場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を生活保護受給者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定を行い、保護の変更や、停止・廃止を行うことを検討する必要がある。

なお、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに留意されたい。

8 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成30年10月1日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、これまでの月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしたところである。支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

特に学習支援費の需要は、入学や進学の時期である4月に発生すると考えられることから、クラブ活動費用の事前給付の手続を簡便かつ円滑に行うため、リーフレット例などを参考に、世帯員に小学校から高校までの児童生徒がいる生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、改めて学習支援費の支給方法について周知いただきたい。また、日頃のケースワークにおいては、クラブ活動への参加状況の把握に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮されたい。

なお、これに限らず、日頃のケースワークにおいて、被保護世帯の需要発見については、積極的に確認に努めるべきものであるので、必要な保護がされないことがないよう改めて留意願いたい。

9 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成27年7月1日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について（通知）」（平成27年5月13日社援保発0513第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、世帯によって経過措置の適用期限が異なることから、当該世帯における経過措置の適用状況を十分に把握した上で、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、適切に運用するとともに、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成27年6月11日社援保発0611第1号、国住賃第13号、国住心第57号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、保護の実施機関におかれては、日頃から公営住宅担当部局や不動産関係団体と連携を図るなどにより、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援を行える体制を整えるなどの取組をお願いしたい。

なお、敷金等や契約更新料に特別基準が設定されているものについては、地域の実情に合うものになっているか検証を行い、地域の実情にそぐわない状況となっている場合は、見直しを行われたい。

10 依存症対策について

平成 29 年 8 月に、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられ、その中では、生活保護受給者への支援として、「ギャンブル等に過度に生活費をつぎ込み、本人の健康や自立した生活を損なうような生活保護受給者に対しては、生活保護の適正実施という観点だけでなく、ギャンブル等依存症の相談・治療を行う機関へのつなぎという観点からも、適切な助言や支援を行っていく必要がある」とされている。また、ギャンブル等依存症対策については、平成 30 年 7 月にギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援すること、多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮をすることを基本理念とした「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成 30 年法律第 74 号）が成立している。

令和元年 8 月に開催した生活保護担当ケースワーカー全国研修会においては、依存症の概要や依存症者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センター等の相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について認識の共有を図ったところであり、各都道府県・指定都市・中核市等において実施する研修においても、管内福祉事務所のケースワーカーに対してギャンブル等依存症に対する基礎知識の普及が図られるよう努められたい。

また、生活保護受給者の行うぱちんこ等に対する福祉事務所の対応状況について調査を実施したところ、平成 28 年度において全国で 3,100 件の助言、指導等が行われていた。ぱちんこ等を行う生活保護受給者に対しては、福祉事務所において、ぱちんこ等で得られた収入も全て収入申告が必要であることを説明することが必要である。加えて、過度にぱちんこ等に生活費をつぎ込み、本人の自立した生活を損なうなど、生活保護の目的に反した保護費の支出を図っている場合には、自立支援プログラムを活用した金銭管理支援や公営競技等において取り組まれている本人申告に基づくアクセス制限制度の利用勧奨などの支援を行うことも検討する必要がある。ギャンブル等依存症が疑われる者に対する支援については、ケースワーカーだけで解決することは困難であるため、前述したように精神保健福祉センターや保健所に繋ぐことで、適切な専門医療機関等での早期の治療につなげることも考えられる。この他にも、ぱちんこ等を過度に行うことが原因で家賃滞納となっている場合には、代理納付を活用し、生活保護受給者の居住の

安定の確保を図るなどの対応も考えられることから、引き続き関係機関等と連携を図りつつ、生活保護受給者の状況に応じた適切な支援の実施をお願いします。

(参考)

全国の精神保健福祉センター一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

11 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、関係機関間の連携強化策の一つとして、生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携を図ることとされた。

具体的には、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、

- ① 生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
- ② 児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口へ連絡すること

といった連携を図ることとされているので、適切に対応願いたい。

12 令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針について

令和元年12月23日に「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたところであり、生活保護関係で主なものは以下の4点である。

- ① 生活保護法による指定介護機関として指定を受けたものとみなされた介護機関については、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力も停止する。
- ② 費用返還義務（63条）、費用等の徴収（78条）等に基づき生じる収納の事務については、私人（コンビニ）に委託することを可能とする。
- ③ 学校給食をはじめとする教育扶助（13条）については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体等に対して支払うことを可能とする。
- ④ ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。

- ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。
- ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

①～③については、それぞれの対応方針を踏まえて、生活保護法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第10次地方分権一括法案）を今国会に提出する他、4点目についても、対応方針を踏まえた対応を行う予定であるので、御了知願いたい。

13 日本年金機構との情報連携について

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携については、令和元年10月30日より本格運用が開始され、本格運用開始日に関して各都道府県・指定都市・中核市生活保護担当課に事務連絡を発出し、周知を行ったところであるので、引き続き適切な対応をお願いしたい。

第2 就労・自立支援の充実について

1 就労支援事業の実施について

(1) 就労支援のあり方について

就労支援については、昨年度実施した「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」において、現在の就労支援事業は一定の効果を上げている一方で、就労に向けて課題がある者については、就労支援事業の対象とされていない場合や、課題等に応じた適正な支援が行われていない場合等があるとの問題意識のもと、

- ・アセスメントの強化による個々人の課題や本人の意向の十分な把握
- ・本人の課題や意向に応じ、「一般就労」のみではなく、「多様な働き方」に向けた支援の実施

などについて言及されたところである。

就労支援の実施にあつては、引き続き、ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立促進事業の十分な活用に加え、就労に向けた課題がある者等に対しても、それぞれ抱える課題や本人の意向の把握等を丁寧に行うとともに、就労準備支援事業の取組の推進等により、その者の状態に応じた就労支援が行われるよう、効果的な事業の実施に向けて取り組まれない。

なお、このうち、個々人の課題や本人の意向を十分に把握するためのアセスメント強化については、今年度の社会福祉推進事業において、就労支援時に活用するためのアセスメントツールを作成しており、完成次第送付させていただく予定である。

【アセスメントツールの概要】

就労支援対象者の意思を十分に把握し、本人の可能性を発見できるように、以下の4部構成によるアセスメントシートを作成中。

- ①基本的な情報（ケースワークで得た基本的情報）
- ②本人の意思（目指す暮らし、求める支援など）
- ③就労に必要な情報（就労準備状況や能力確認）
- ④アセスメント結果

（実施主体：一般社団法人協同総合研究所）

また、これまで高齢者や障害者、就労に向けて課題のある者など、一律的に就労支

援の対象外とされてきた者についても、心身の状況や本人の意向を十分に踏まえつつ、多様な働き方を通じて、本人の生きがい等につながることにより生活を豊かにする観点を踏まえた支援について実施していただきたい。

(2) 就労支援における KPI の設定について

被保護者の就労支援については、これまで、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などの「被保護者就労支援事業」、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者に対する「被保護者就労準備支援事業」に取り組んでいただいているが、これらの就労支援の実施状況については、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018 改定版」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議）において、次のとおり、実施目標とする KPI（改革の進捗管理や測定に必要な指標）が定められている。

【生活保護の就労支援に関する KPI】

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を 2021 年度までに 65%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2021 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2021 年度までに 45%とする

※ このほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれている。

2018 年度までの実績では、KPI を大きく下回っている。特に就労支援事業等の参加率が低調となっていたことから、各自治体におかれては、就労支援を必要とする者に対しては、就労中であっても稼働能力を十分に活用していない者や、自主的な求職活動を行っているが内容等が十分ではない者も含め、事業の趣旨等を説明した上で就労支援を実施されたい。

なお、事業参加に対して消極的な者については、その要因や背景についても把握に努めるとともに、必要に応じて、本人の不安の解消や意欲の向上を図るため認定就労訓練事業や被保護者就労準備支援事業の活用など、本人の状況に応じた段階的

な支援の実施も検討されたい。

【参考1】従来（2018年度まで）の被保護者の就労支援に関するKPI

- ① 就労支援事業等の参加率を2018年度までに60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2018年度までに50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を2018年度までに45%とする

【参考2】生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率
2018年度 就労支援促進計画の実績値平均 34.4%（確定値）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
2018年度 就労支援促進計画の実績値平均 43.6%（確定値）
- 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）
2016年度 36.6%

（3）就労支援促進計画の策定について

就労支援促進計画については、就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証するために各自治体において策定いただいているところであり、KPIの算定資料にもなっている。先に述べたKPIのうち事業参加率について、従来の算定方法では、事業参加率を算出する分母である事業対象者に、就労支援事業に参加する余地のない者（稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者）が含まれていたが、新たな算定方法では、これらの者を分母から除くこととしている。このため、「就労支援促進計画の策定について」（平成27年3月31日社援保発0331第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の事業対象者の定義について改正することとしているので、ご留意願いたい。

また、平成30年10月に公表された財務省が実施した予算執行調査（生活困窮者等に対する就労支援）でも言及されているとおり、一部の自治体では事業参加率の実績が100%となっており、事業対象者の選定が自治体によって恣意的に行われている可

能性がある。事業対象者については、保護の実施機関において就労支援が必要と判断する被保護者であり、現に就労している被保護者も更なる増収が見込まれる場合は対象者に含むことから、今後報告する際は、事業対象者の選定が適切に行われているか確認をしていただきたい。

なお、平成 30 年度から「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている自治体に対して、関係職員等研修・啓発事業（補助率 1/2）について、補助率の引上げを行ったところであり、令和 2 年度についても引き続き実施することとしているので、御了知願いたい。

（4）生活保護受給者等就労自立促進事業について

ハローワークは、全国各地に 544 カ所設置され、雇用について求人・求職のマッチングなど労働者や事業所に対してさまざまな支援を行っている。一般職業紹介状況を見ると、令和元年度 12 月までの新規求人数は 800 万人を超える規模を扱っている。

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、福祉事務所等におけるハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、常設窓口については、平成 31 年 4 月 1 日現在 209 箇所設置されている。

地方自治体におかれては、こうした支援体制による連携効果を十分に発揮し、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」等で設定した目標が達成されるよう、窓口を有効活用していただき、支援候補者の選定を始めとしたハローワークへの協力をお願いしたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を参考に実施いただいているところであるが、引き続き、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、

- ①日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有
- ②協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有

③支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等の実施

など、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

さらに、平成30年度には「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体と公共職業安定所等との連携強化について」（平成30年9月28日職発0928第3号、開発0928第128号厚生労働省職業安定局長、人材開発統括官連名通知（「生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所とのさらなる連携強化について」平成30年10月1日社援地発1001第7号別添資料1））を発出し、さらなる連携について労働局・ハローワークに指示しているので、内容を御確認いただき、連携強化の提案等があった際には、意欲的に御対応いただくようお願いする。

生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するための「就労準備状況のチェックリスト」についても、ハローワークとの認識共有に効果的なツールとして、引き続き積極的な活用をお願いしたい。

また、支援対象者の就職後については、ハローワークにおいても事業所訪問等、必要な定着指導を行うこととしている。ハローワークは、就労支援を実施する過程で、今年度より新たに作成した「生活保護受給者等の就労継続のためのチェックシート」を積極的に活用し、課題等も把握しているところであり、また、事業主に対しても直接的な調整を行うことができることから、就職者の定着を進める上では、ハローワークとの連携も有効である。そのため、就労支援のみならず定着支援についても、どのような連携を行うのかなど話し合ってください、ハローワークとの連携を進めていただきたい。

なお、生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対しては助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））が支給される場所である。今年度からは、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者のみならず、被保護者就労支援事業、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業における就労支援の支援対象者も、この助成金の支給対象者となるよう変更された場所である。ただし、支援期間が3カ月以下の者、被保護者就労準備支援事業、生活困窮者就労準備支援事業のみにより支援

を受けている者は、支給対象とならないので留意すること（被保護者就労支援事業又は自立相談支援事業と併用されている場合には、支給対象となる）。

【参考：特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース） 支給金額】

対象者	企業規模	中小企業	大企業
短時間労働者以外の者		30万円×2（※）	25万円×2
短時間労働者		20万円×2	15万円×2

（※）対象期間は1年。6カ月ごとに2回支給

（5）被保護者就労支援事業について

本事業においては、福祉事務所に配置された就労支援員等による相談・助言、個別の求人開拓や定着支援等の実施のほか、稼働能力や適性職種等を検討する稼働能力判定会議等の開催、ハローワークや社会福祉法人等による就労支援連携体制の構築をしていただくこととしている。

就労経験が少ないなど様々な要因により就労につながりにくい状況にある者に対しては、関係機関との協力・連携体制の構築を通じて新たな就労の場の開拓の取組の推進をお願いしたい。また、一部の自治体では就職後の定着に向けた支援が十分にできていないところであるが、就職に結び着いた場合でも、短期間で離職してしまう者も多くいることから、その重要性を理解した上で就労支援員による支援を行っていただきたい。

本事業は必須事業であり、就労支援員を配置していない、あるいは就労支援員が「その他の世帯」120世帯に対して1名となっていない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。特に、小規模な自治体において専従の就労支援員を配置することが難しい場合、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の相談支援員（就労支援員）との兼務も可能であることから、効果的・効率的な実施のために、両制度の一体的実施について検討されたい。

なお、既に配置の目安を満たしている自治体についても、就労支援員に対する研修の充実やその受講推奨、就労支援の入り口段階（事業開始前に実施するアセスメント

等) から対象者に携わる等、更なる積極的な活用に取り組んでいただきたい。

(6) 被保護者就労準備支援事業について

被保護者就労準備支援事業は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善に向けた支援を行う事業として、平成 27 年 4 月に創設したものである。

本事業は、就労までに一定の準備が必要な生活保護受給者の支援として、重要な役割を担うものであるが、平成 30 年度において実施している地方自治体は約 30%程度にとどまっている。その要因としては小規模な地方自治体では対象者が少ない、就労体験等に活用できる社会資源に限られる、自治体の事業の実施に向けたノウハウがない等が指摘されていることから、生活困窮者自立支援制度の実施機関や地域の社会福祉法人、NPO 法人などとも連携を図り、地域資源を有効に活用することや、複数の自治体による事業の広域実施などにより、積極的な事業の実施をお願いしたい。

特に、就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業との一体実施については、両制度がめざすべき理念は共通するものであり、支援に当たっての目的やその対応方法など共通すべき事柄は多い点や、困窮者法第 7 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣が公表する指針「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」(平成 30 年厚生労働省告示第 343 号)でも推進することとしていることから、より積極的に努めていただきたい。

なお、平成 29 年度に実施された「就労に向け準備が必要な生活保護受給者への効果的な支援のあり方に関する調査研究」において、各自治体における支援内容等の集計や分析、支援の参考事例(多様な支援メニュー、対象者を事業参加へと導くための工夫等)をまとめた報告書が公表されているため、各自治体におかれては参照されたい。

【報告書掲載先】

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/h29shakaihukushi.html>

(実施主体：有限責任監査法人トーマツ)

(7) 就労自立給付金について

就労自立給付金については、平成 30 年 10 月 1 日から、より効果的・効率的なイン

センチブとなるよう、以下のとおり見直しを行っているところである。

【見直し内容】

- ・ 仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定（単身世帯：2万円、複数世帯：3万円）
- ・ 積立率を一律10%とする

この改正により、就労や増収によって保護が廃止となった者が申請すれば一定額以上を原則受給できることとなっている。各自治体においては生活保護受給者に対して、就労自立に向けた意欲の向上を図るため、事前に給付金の周知に努めるとともに、就労や増収により保護を必要としなくなる場合は、給付金の申請等について助言や手続きの支援を行うなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援していただきたい。

また、先般お知らせしているとおり、一部自治体において給付金の支給額の計算方法が誤っている事例が把握されたところである。過誤支給の事例があった自治体においては、「就労自立給付金の過誤支給への対応について」（令和2年1月21日厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）を参考に適切に対応いただきたい。

2 生活保護世帯の子どもに対する進学等の支援について

(1) 進学準備給付金について

「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」は、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）の「子どもの貧困に関する指標」として設定されているが、平成30年4月時点で36.0%であり、全世帯の72.9%と比較して低い状況である。

大学等への進学支援については、これまでの高校生のアルバイト収入等の収入認定除外のほか、大学等に進学した場合の新生活立ち上げ費用として「進学準備給付金」の支給、出身世帯から通学する場合に住宅扶助費を減額しない措置を講じているところである。

については、各実施機関においては、大学等への入学を希望している者について事前に把握するとともに、対象となる世帯に対して進学準備給付金制度等の周知や申請手続に関する支援を行い、これらの進学支援が確実に適用されるようにされたい。

【参考】

○平成30年春大学等に進学した者の進学準備給付金申請状況（令和元年8月末時点）

- ・ 支給対象見込者 4,654人

- ・申請者 4,432 人 (95.2%)

○平成 31 年春大学等に進学した者の進学準備給付金申請状況 (令和元年 8 月末時点)

- ・支給対象見込者 4,609 人
- ・申請者 4,427 人 (96.1%)

(2) 高等教育の修学支援新制度の施行について

昨年、「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第 8 号)が成立し、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。この法律の施行により、低所得世帯の学生等であっても社会で自立し活躍することができるよう、修学のための経済的負担の軽減を図るため、生活保護世帯の子どもを含む真に支援が必要な低所得世帯の学生等に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給の措置が行われることとなる。

これらの制度を活用することにより、生活保護世帯の子どもについても進学に伴う経済的な負担が大きく軽減され、大学等への進学の可能性が広がることとなるため、高校生の子どものいる世帯等に対して、制度の情報提供等に努められたい。

なお、社会的養護を必要とする者(児童養護施設等の入所者等)や生活保護世帯出身者の場合は、給付型奨学金の支給金額が、通常住民税非課税世帯の者より上乗せする措置が講じられているので、了知の上、制度の情報提供の際にあわせて案内等を行われたい。

【参考：給付型奨学金(自宅通学)の給付月額】

	社会的養護を必要とする者 生活保護世帯出身者	(参考) 住民税非課税世帯の者
大学・短大・専門学校(国公立)	33,300 円	29,200 円
(私立)	42,500 円	38,300 円
高等専門学校(国公立)	25,800 円	17,500 円
(私立)	35,000 円	26,700 円

また、令和 3 年度に大学等へ進学を予定している者に対する予約採用については、申し込み時期が 4 月以降と、昨年より早くなるのでご注意願いたい。また、令和 2 年度に大学等へ進学する者及び令和元年度時点で既に大学等に在学している者で、予約採用や

在学予約採用の申し込みができなかった場合であっても、令和2年4月の進学又は進級後に申込を行うことも可能（在学採用）となっているので、対象となる世帯の子には、学校への相談など必要な助言等も行われたい。

※ 詳細の申し込みスケジュール等は文部科学省及び日本学生支援機構のホームページで公表予定

(3) 高校生等の進路に対する支援について

高校生等の卒業後の進路選択に際しては、高校入学直後などの早い時期から、検討や準備を行うことが重要である。実施機関においても、高校生等からの相談に応じたり、活用できる制度の説明を行うなど、丁寧な支援をお願いしたい。

【参考】生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究（平成30年6月25日公表）

○ 大学等への進学を具体的に考え始めた時期

- ・高校1年生まで：36.5% ・高校2年生：23.2% ・高校3年生34.3%
- ・その他、覚えていない等：6.0%

特に、生活保護世帯の高校生等が大学等への進学を希望する場合は、世帯分離という仕組みの活用等を通じて大学等への進学も可能であることを伝えた上で、①アルバイト収入等の収入認定除外の取扱い、②進学準備給付金、③修学支援新制度（授業料等免除・給付型奨学金）、その他活用が考えられる各種奨学金等の情報などについて、保護者だけでなく高校生等本人にも説明していただくとともに、その適切な運用に万全を期されたい。

なお、生活保護世帯を対象とした家計改善支援の事業の中で、高校卒業予定の者等に対する大学等への進学に向けた費用についての相談への対応や助言、各種貸付制度の案内等を行う事業も補助対象としているので、当該事業等の積極的な活用も図られたい。

また、就職を希望する場合は、アルバイト収入を就職活動に要する費用に充てる場合の収入認定除外の取扱いや、就職が決まった場合の、就職支度費、自動車運転免許を取得するための技能習得費、就職地に赴くための移送費等を、就職の状況に応じて適切に支給されたい。

厚生労働省においては、各実施機関が本人や保護者等に対して周知を図る際に活用いただけるよう、進路選択に当たって必要な情報や支援策等をまとめた冊子を作成し、昨

年8月に電子データで送付したところである。各自治体独自の取組も追記できるようになっているため、積極的に活用いただきたい。

(4) 子どもの学習・生活支援事業の活用について

生活保護世帯の子どもへの学習支援や生活習慣の改善に向けた支援については、「子どもの学習・生活支援事業」として生活困窮者自立支援制度の事業と一体的に実施しているところである。本事業は、学習に関する支援のほか、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も補助対象としている。家庭や学校以外の居場所や相談先を確保する観点からも重要な支援であることから、生活困窮者自立支援制度担当とも連携し、事業の実施拡大や支援が必要な世帯に対する参加の呼びかけなど、実施していただきたい。

【参考】生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究（平成31年3月公表）

- 学校の授業がよく分かっている
 - ・小学生：69.1%（95.0%）
 - ・中学生：55.7%（89.4%）
- 先生との関係がうまくいっている
 - ・小学生：80.9%（93.5%）
 - ・中学生：77.1%（91.4%）

※括弧書きは内閣府「平成25年度小学生・中学生の意識に関する調査」（平成26年7月）

3 生活保護世帯に対する家計改善支援について

家計の改善支援については、家計の見える化等により、その背景にある様々な課題の認識につながることから、家計管理能力の向上のみにとどまらず、日常生活の改善や就労への意欲の喚起など、世帯の課題の解消・自立助長に効果的であると考えられる。

生活保護受給世帯に対する家計改善支援の事業については、平成31年4月から、事業の対象世帯を、保護廃止が見込まれる世帯等から、家計に関する課題を抱える世帯に拡大したところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度による家計改善支援事業と一体的に実施するほか、家計の改善支援を行う中で、就労による収入増を目指す場合には就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的・効率的な支援の実施についてお願いする。

なお、平成30年度に実施された「家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事

例の支援方法の開発に関する調査研究」では、生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査委員会報告書として、支援の参考事例やその実施効果をまとめた報告書が公表されているため、各自治体におかれては参照されたい。

【報告書掲載先】

https://www.greencoop.or.jp/gcwp/wp-content/uploads/2019/07/Njigyoun_houkokusyo_zenpen.pdf

(実施主体：グリーンコープ生活協同組合連合会)

4 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

困窮者法に基づく自立相談支援事業の相談者について、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて困窮者法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

この点については、平成30年6月の法改正においても、相互に対象者への情報提供等の措置を講じる旨の規定を盛り込み、あわせて「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日社援保発0327第1号・社援地発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）を改正したところである。

については、改正された同通知に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いする。

また、生活保護制度又は生活困窮者自立支援制度において、就労支援や家計改善支援などの支援を受けていた者については、保護脱却後又は保護受給後も引き続き支援を受けることが望ましいことから、それぞれの支援担当者の紹介や支援状況などの情報共有などの連携強化を図るほか、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

第3 無料低額宿泊所の見直し及び日常生活支援住居施設の創設について

1 無料低額宿泊所の見直しについて

(1) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の施行について

平成30年6月に改正された社会福祉法及び生活保護法により、いわゆる「貧困ビジネス」への対策として、無料低額宿泊所について事前届出制の導入、改善命令の創設及び最低基準の制定などの規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託できる仕組みを創設したところである。

これらの見直しのうち、無料低額宿泊所の最低基準については、昨年8月に公布した「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令第34号)(以下、「基準省令」という。)を基にして、各都道府県・指定都市・中核市において条例で基準を定めていただくこととなっている。

各自治体におかれては、それぞれ条例の制定等を行っていただいているところであるが、条例の施行に際して、適宜、現在、無料低額宿泊所等を運営している事業者への説明等を行っていただくなど、円滑な制度の施行について、引き続きご尽力いただきたい。

なお、各自治体の条例の策定状況等については、別途、報告をお願いすることとしているので、策定済みの条例の送付などについてご協力をいただくようお願いする。

(2) 無料低額宿泊所の届出の推進

ア 改正法に基づく届出の実施

社会福祉法の改正に伴い、現行、無料低額宿泊所として届出を行って事業を実施している事業者についても、改めて改正法に基づく届出を行っていただく必要がある。法施行前に無料低額宿泊所を運営していた事業者については、法施行後1月以内に届出を行えば、令和2年4月に届出があったとみなす旨の経過措置が設けられているところであるので、上記の条例の内容等について周知を図るとともに、あわせて届出書類の提出について指導等を行われたい。

イ 無届け施設に対する届出勧奨

これまで無料低額宿泊所の事業の範囲について必ずしも明確になっていなかったこともあり、無料低額宿泊所と同様の事業を行っていても無届けのまま事業を実施している事

業者も存在していたところである。事業の適切な実施を図る上では、無料低額宿泊所として届出を行わせ、基準に基づいた事業運営を求めることが必要であることから、基準省令においてその事業範囲を規定したところである。

事業の範囲については、一般の賃貸住宅とは区分を図る一方で、入居者に対する適切な処遇を確保する観点から、次のいずれかの事項を満たす場合は、無料低額宿泊所にあたるものとしており、当該事業の範囲に該当する事業を実施している場合には、届出を行う義務が生じることとなる。

- ①入居の対象者を生計困難者に限定している場合(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)
- ②入居者のうち概ね 50%以上が被保護者であり、居室の利用に関する契約が賃貸借契約以外の契約である場合
- ③入居者のうち概ね 50%以上が被保護者であり、利用料(居室利用料及び共益費を除く)を受領してサービスを提供している場合

各自治体におかれては、福祉事務所からの連絡等により届出が必要な事業を実施している事業者を把握した場合には、無料低額宿泊所としての届出を行うよう届出の勧奨を行われたい。

なお、上記の事業の範囲に該当する事業を運営していても、他法による規制に属する事業を行っている場合は、無料低額宿泊所には該当しないこととしているため、例えば、実施している事業が有料老人ホームとしての届出を行うべき事業である場合には、高齢者福祉担当部署とも連携を図りつつ、有料老人ホームとしての届出を行うように指導等を行われたい。

ウ 届出に関する留意事項

無料低額宿泊所については、事業開始にあたって「届出」を行うこととなっているが、この届出については、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであり、基本的に事業開始の届出があった場合についてこれを拒否する裁量は行政側にはないものである。

届出書類自体に不足があるなど形式的な不備がある場合や、そもそも無料低額宿泊所に該当しない事業者からの届出については、届出書類等を返却した上で、再提出を求め

たり、適切な届出先を紹介したりすることとなるが、施設の設備等について基準に適合しないなど事業内容に不備等がある場合には、届出としては受理した上で、必要な指導や改善命令を行うこととされたい。

後述するとおり、届出を行っていない無料低額宿泊所についても社会福祉法第70条に基づく調査等の実施は可能であり、届出の有無に関わらず不適正な運営を行っている施設については指導の必要性があるところ、当該指導等を迅速かつ効果的に行うためにも上記の届出の受理についてはご留意いただきたい。

なお、事前に届出が行われた時点で、基準に適合しない部分が確認された場合については、事業開始前であっても、その改善について指導し、改善命令を行うことが可能である。

(3) 無料低額宿泊所への指導について

無料低額宿泊所については、今般、最低基準を制定し、当該基準に違反している場合には、改善命令が行えるようにしたところである。そのため、事業の適正な運営を確保する観点から、各自治体におかれては、無料低額宿泊所に対する指導を適切に実施されたい。

なお、具体的な指導実施にあたっての指針等については、別途通知する予定としているが、一般的な指導の流れや考え方については、以下のとおりであるので、了知されたい。

ア 社会福祉法第70条に基づく調査

無料低額宿泊所の事業内容に関する調査及び検査については、社会福祉法第70条に基づき実施するものである。この検査については、定期的に行うもののほか、福祉事務所からの連絡等により、基準に適合しない運営が行われていることが疑われる場合等には、適宜行う必要がある。

なお、社会福祉法第70条に基づく調査については、無料低額宿泊事業に該当する事業を行っている場合、届出の有無に係わらず実施が可能なものである。

イ 行政指導及び改善命令

上記の調査等の結果、基準に適合しない運営等が認められた場合には、その内容に応じて改善について指導することとなる。また、指導した事項については改善について報告を求めることとし、正当な理由無く指導に従って改善が図られない場合には、社会福祉法第71条に基づく改善命令を行うこととなる。

ウ 事業の制限又は停止命令

改善命令に従わない場合においては、社会福祉法第 72 条に基づいて社会福祉事業の経営の制限又は停止を命ずることとなる。そのほか、届出事項に変更があった場合に変更を届け出ない場合、虚偽の報告、調査又は検査の拒否や妨害があった場合及び不正に営利を図り、利用者の処遇について不当な行為があった場合には、制限停止命令を行うものである。

不正な営利又は不当な行為に該当する行為の例としては、次のような行為が考えられる。

- ①契約に基づかない曖昧な名目での料金の受領
- ②強制的な契約の締結、不実の告知など不当な契約の締結
- ③契約に基づかない又は強制的な契約による金銭管理
- ④入居者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのある行為

なお、届出を行わず無料低額宿泊所を運営している場合にも、不正な利益・不当な行為が確認された場合には、事業の制限停止命令を行うことが可能である。なお、事業の制限停止命令を行う際には、現に入居する者の転居支援を併せて行い、住居の確保に支障がないように配慮する必要がある。

エ 罰則

当該制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合には、社会福祉法第 131 条の規定により6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等に該当するものである。

(4)いわゆる「簡易個室」等の取扱いについて

基準省令においては、無料低額宿泊所の居室について、床面積の基準のほか、原則として個室であること、間仕切り壁は硬質で天井まで達していること等の規定を設けている。

また、これらの基準については基準省令の附則において経過措置を設けており、面積基準を満たさない居室については改善計画を策定すること等を条件として当分の間、個室以外の居室や間仕切り壁が天井まで達していない、いわゆる「簡易個室」については、施行後3年間(令和5年3月末)まで、無料低額宿泊所の居室として利用できることとしている。

このうち、面積基準を満たさない居室については、各施設と都道府県が協議の上で改善に

向けた計画を策定することや、計画に基づいて段階的に改善を図ることを求めていることから、各都道府県におかれては、それぞれの地域や施設の状況を踏まえて、改善計画の策定及び計画に基づいた改善の取組について、該当する施設との協議や指導等を適切に行われたい。なお、改善計画が策定されない場合や、計画に沿って改善が図られない場合は、附則の条件に違反することとなり、行政指導や改善命令の対象になるものである。

多人数居室や簡易個室については、現に入居している者の退居等に一定の時間を有することから、3年間の経過措置を設けているものである。経過措置終了時には解消が図られるよう、各福祉事務所には、現に入居している者の退居支援や、新規利用に際しては個室の施設を優先して紹介する等の取扱いをお願いする。

(5) 無料低額宿泊所の利用者への居宅移行支援について

無料低額宿泊所については、これまでも、現に住居がない生計困難者に一時的な居住の場を提供するものとして位置づけられてきたところであり、基準省令においても「基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、(略)入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握し、「独立して日常生活を営むことができると認められる者について(略)円滑な退居のために必要な援助を行う」旨を規定しているところである。

あわせて、独立して生活を営めるか判断がされないまま長期間の利用を防止する観点から、無料低額宿泊所の契約期間を1年以内に限定し、契約期間の終了前には、契約の更新について入居者の意向を確認するとともに、継続利用の必要性があるか関係機関で協議を行うこととしている。

上記の取扱いを踏まえ、各福祉事務所においては、無料低額宿泊所に入居する生活保護受給者について、居宅生活への移行が円滑に進むよう居住先の確保などの支援について積極的に実施されたい。

なお、令和2年度予算案においては、無料低額宿泊所からの居宅移行支援が適切に実施されるため、①居宅移行に向けた相談支援(転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言)や、②居宅生活移行後の地域生活定着支援(安定した居宅生活の継続に向けた巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等)などを行う「居宅生活移行総合支援事業」の実施に必要な費用を計上しているところである。特に無料低額宿泊所を利用している生活保護受給者が多い福祉事務所においては、当該事業の活用も含め、居

宅生活移行の推進に努められたい。

【居宅生活移行総合支援事業 概要】

1. 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援（支援期間 6 か月～最長 1 年間）

○居宅移行に向けた相談支援

転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言

2. 居宅生活移行後の地域生活定着支援

○安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等（支援期間：原則 1 年間）

巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等

3. その他、居宅移行支援のための環境整備

○不動産事業者への働きかけ等

家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等

○関係機関との連携・体制構築

居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携

<補助率> 3 / 4

また、生活保護受給者を含む住宅の確保に配慮が必要な者に対して、賃貸住宅の供給が促進されるよう、平成 29 年 10 月から、新たな住宅セーフティネット制度が実施されているところである。住宅確保要配慮者の向けの登録住宅の活用や居住支援法人との連携を図りつつ、適切な居宅の確保に向けた支援を推進されたい。

また、これまでも、無料低額宿泊所を退居して、アパート等を確保する際には、敷金等の支給を可能としているところである。敷金等の支給できる場合として「居宅生活ができる」と認められること」とし、その判断方法等を示しているが、それぞれの項目が全てを満たさないとならないものではない。敷金等の支給要件を厳密に捉えるあまり、無料低額宿泊所からの退居を希望する者が退居先を確保できずに入居を継続せざるを得ないことのないように留意されたい。

2 日常生活支援住居施設の創設について

(1) 日常生活支援住居施設の要件等の省令案

日常生活支援住居施設については、無料低額宿泊所のうち、生活保護受給者に対する日常生活上の支援を行うため、生活支援を行う人員配置を行うなどの一定の要件を満たす施設であり、保護の実施機関が、その者の心身の状況及び生活歴、自立した日常生活又は社会生活を送る上で解決すべき課題、活用可能な社会資源、家族との関係等を踏まえ、日常生活支

援住居施設での支援を行うことが必要と総合的に判断される者に対して、その生活課題に関する相談、入所者の状況に応じた家事等に関する支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理の支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との連携調整等の支援を行う施設として位置づけるものである。

日常生活支援住居施設の要件は、厚生労働省令で定めることとなっており、現在、当該省令案についてパブリックコメントの実施中(2月7日～3月7日)である。パブリックコメント終了後、意見への対応などの手続を行った上で、3月末までに公布する予定であるが、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当該省令で定める要件等を踏まえて、日常生活支援住居施設の認定を行っていただくことになる。省令が公布された際には改めてその内容等について通知するので、必要な対応等をお願いしたい。

(2) 日常生活支援住居施設の認定要件及び認定事務について

日常生活支援住居施設の認定については、①事業を経営する者が自治体又は法人であること、②無料低額宿泊所であって事業の制限停止命令を受けているものではないこと、③日常生活支援住居施設の運営基準等に従って将来にわたって適正な運営ができると認められること、④過去5年以内に日常生活支援住居施設の認定の取消又は社会福祉事業の停止命令を受けていないこと、を要件とすることとしている。

各都道府県知事等においては、施設からの認定申請があった場合には、当該要件に該当するか審査を行った上で認定の判断を行っていただくこととなる。

また、都道府県知事は、当該地域の要保護者の分布の状況等から施設の認定が必要でないと認める場合は認定をしないことができることとしている。これは、日常生活支援住居施設については、認定に際して一定の職員配置等が必要である一方で、福祉事務所からの委託を受けて初めて委託事務費の交付を受けることになることから、地域の状況により委託されるケースが見込まれないにもかかわらず施設の認定が行われると、経営の安定性を欠き、入所者の生活の安定に支障を来すおそれがあることから、委託対象者の見込み等を踏まえて認定の可否の判断を行うものである。当該規定により認定の可否を判断する場合には、関係自治体の意見を聞くことができることとしており、それぞれ住居が無い方からの生活保護の相談申請の状況、当該者にかかる保護の決定状況等を踏まえて、委託等の必要性が見込まれない場合は認定しないことができることとしている。

なお、認定を行った場合(又は認定しなかった場合)には、申請に対する処分行為として申請者に対して通知するとともに、関係市町村等にも連絡を行う必要がある。

認定に際しての手續等については別途通知することを予定しているのご承知おきいただきたい。

(3) 日常生活支援住居施設の人員・運営等に関する基準

ア 人員に関する基準

日常生活支援住居施設の人員基準については、概ね以下のとおりとしている。

- 入居者に対する日常生活支援(※)を行う職員(生活支援員)について、常勤換算方法で、定員を15で除した数以上(15:1以上)を配置する。

<常勤換算方法>

日常生活支援住居施設の従業者の勤務時間延べ時間数を、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すことにより、従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

<例> 利用定員20名の施設で、常勤職員1名(週40時間勤務)、非常勤職員1名(週15時間勤務)を配置している場合

- ・職員配置必要数(15:1) $20 \text{名} \div 15 = \text{常勤換算職員 } 1.33\cdots \text{人以上}$
- ・常勤換算職員数 $\text{勤務延べ時間 } 55 \text{時間} \div \text{常勤職員勤務時間 } 40 \text{時間} = 1.375 \text{人}$

※ 定員20名施設(常勤職員勤務時間週40時間)の場合の必要延べ勤務時間 $\text{週 } 40 \text{時間} \times (\text{定員 } 20/15) = \text{週 } 53.3\cdots \text{時間以上}$

※ 委託費の対象となる業務については、支援計画に基づいて提供される個別的・専門的支援であることから、調理業務や清掃業務を行う職員の勤務時間については、常勤換算の対象となる勤務時間には含まれないものとする。

- 生活支援員のうち1名は、生活支援提供責任者としなければならないこととし生活支援提供責任者は、常勤専従職員であって、定員が30人を超える毎に1名を配置(～定員30人:1名、31～60人:2名、61～90人:3名)するものとする。
- 生活支援提供責任者の要件は、社会福祉主事任用資格を有する者又はそれと同等以上の能力があると認められる者とする。
- 日常生活支援住居施設の管理者を置くものとする。(生活支援提供責任者との兼務可)

イ 運営等に関する基準

日常生活支援住居施設における支援は、個別支援計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目指すものとするものである。

個別支援計画については、概ね以下の手順により行うこととしている。

- ① 入所者と面接し、入所者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の評価等を通じて、入所者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行う
- ② アセスメントの結果に基づき、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質の向上をさせるための課題、支援の目標及びその達成時期、支援を行う上での留意事項を記載した個別支援計画の原案を策定
- ③ 個別支援計画の策定にあたって保護の実施機関へ協議し、同意を得る。
- ④ 入所者本人に説明し、同意を得る。
- ⑤ 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行う。

また、日常生活支援施設については、生活課題に関する相談に応じ、必要に応じて食事の提供等の日常生活を営むために必要な便宜を供与するとともに、入所者がその能力に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、服薬管理等の健康管理の支援、日常生活に係る金銭の管理の支援、社会との交流の促進その他の支援及び関係機関との連携調整を行うものである。

これらの支援について、無料低額宿泊所においても提供されるものと、日常生活支援住居施設において、専門的・個別的支援として行われるものと分類すると次表のとおりとなる。

個別支援内容(例)

○ 日常生活支援住居施設においては、適切な支援を行う体制を確保した上で、個別支援計画に基づいて、**入居者がその能力等に応じた自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう**下表の専門的・個別支援を行うものと整理する。

		本人(家族)代替機能・便宜の供与 ・無料低額宿泊所においても提供 ・費用は本人からの利用料により対応	専門的・個別支援機能 ・日常生活支援住居施設において提供 ・費用は委託事務費により対応
日常生活家事等	食事	食事の提供	食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供	
	掃除	共用部の清掃	
	日用品	共用備品・消耗品等の整備	家計管理等に課題がある者への相談支援等
	安否	安否確認、状況把握	外出等に課題がある者への外出支援等
健康	服薬		服薬サポート
	通院		通院同行(病状・治療内容の理解等の支援)
金銭	生活費	(利用料の受領)	金銭(自己)管理支援
社会生活等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談	・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援
	調整	(福祉事務所等への連絡)	他の支援機関等との調整、利用手続き支援
	コミュニケーション		交流支援、互助・役割づくり

※ 無料低額宿泊所において、右欄の取り組みを行うことを妨げるものではないが、日常生活支援施設として委託費を受けるためには、アセスメントをふまえた計画策定と当該計画に基づいた支援の実施、適切な支援を行う体制の確保を求めるもの。

1

(4) 日常生活支援住居施設への支援の委託について

ア 日常生活上の支援の委託

日常生活支援住居施設は、生活保護法第 30 条ただし書きの規定により、福祉事務所が日常生活上の支援の必要性があると判断した者について、日常生活支援住居施設に対して支援の委託を行うものである。

この場合、入所及び食事の提供などについては、入所者と施設側との契約に基づき行い、福祉事務所からは個々の入所者の生活課題に応じた支援の実施について委託を行うこととしている。

委託及び入所の際の手続としては、入所者と施設間での入所契約を締結するのにあわせて福祉事務所から日常生活支援住居施設に支援依頼を行うこととなる。

なお、当該支援の委託については、その他の自立支援事業等と同様、福祉事務所が支援の実施方法として決定するものであるため、行政処分には当たらないものと整理している。

イ 委託対象者の選定

(ア) 基本的な考え方

福祉事務所においては、これまでも、住居が無い方からの保護の申請があった際には、その者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況及び居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(金銭管理、健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)の確認によって、居宅生活を営むことができるかを確認し、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊所、養護老人ホーム、各種障害者福祉施設等への入所を検討することとしており、日常生活支援住居施設への委託についても、その考え方を大きく変更するものではない。

(イ) 委託対象者像の例

日常生活支援住居施設の委託対象者は、他の活用可能な福祉サービス等を活用しても単独で居宅では生活を送ることが困難な者であって、社会福祉施設への入所対象とはならないが、福祉事務所が日常生活上の支援が必要な者として総合的に判断した者となり、その状態像を整理すると概ね次表の表中の点線部分に該当する者となる。

本人の状態像の例

・判断の視点や状態像の例であって、以下の全ての項目を満たすことを要件に委託の対象とするものではないことに留意。
 ・下記の状態像に該当した場合でも、他のサービス活用等を図ることによって居宅で生活が可能な場合については、居宅保護を優先

項目	視点	状態像の例				
		生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
金銭管理	収入等に応じた計画的な消費ができるか否か。	金銭の価値や、使用方法など基本的な理解が不足している。	家計管理について意識がほとんど無く、公共料金を滞納したり、数日間で浪費してしまう。	家計管理について意識が乏しく、月の途中で生活費を使い果たしてしまうことが度々ある。	家計管理について一定の意識はあるが、月末に生活費が足らなくなることが時々ある。	残金等を意識して買い物等ができる。
健康管理・衛生管理	疾病等がある場合、必要な服薬や通院ができていないか。	病識等がなく、治療の必要性について理解していない。	服薬等の治療の必要性について意識が乏しい。	服薬を忘れてたり、一度に服薬してしまうことが度々ある。	治療の必要性は理解しているが、服薬を忘れてしまう場合が時々ある。	特段の疾病はない又は服薬等は自己管理できている。
	アルコール等への依存があるか。	依存症の認識等がなく、問題行動等を繰り返す。	依存症の認識はあるが断酒等の対処ができていない。	断酒等の意思はあるが、飲酒してしまうことが時々ある。	依存症又は依存傾向はあるが、断酒等が自己管理ができていない。	依存症の傾向は見られない。
	入浴や着替えなどの衛生管理ができるか。	入浴や着替えについて介助等が必要	衛生管理の意識がほとんど無く、入浴等について繰り返し声かけが必要。	衛生管理の意識に乏しく何日間も入浴しないことが度々ある。	衛生上の問題が生じるほどではないが、入浴等を怠ったりする傾向がある。	特段の問題は見受けられない。
炊事洗濯等	食事の支度が自分自身でできるか。	食事行為そのものについて介助等が必要。	自分自身では食事の支度等が困難。	市販品の購入はできるが、食事の内容等に問題等がみられる。	総菜等を購入したり、電子レンジを使うことができる。	自分自身で調理等ができる。
	掃除・洗濯が自分自身でできるか。	掃除・洗濯等が自分自身ではできない。	具体的な指示や部分的な支援があればできる。	掃除・洗濯が適切に行われないなど、声かけが必要な場合がある。	基本的には自立しているが、ゴミ捨ての状況など確認が必要な場合がある。	自分自身で掃除や洗濯ができる。
安全管理	火気等の管理など安全管理ができるか。	火気などの危険性に関する理解や認識が不足している。	火気の取扱いの制限など、一定の管理が必要。	機器等の使用ルールの徹底など、一定の管理が必要。	能力等の低下等、予防的観点からの注意が必要。	特段の問題は見受けられない。
理解・コミュニケーション	生活する上での決まりごとなど理解したり、問題解決ができるか。	理解能力に不足があり、生活を送る上で、常に声かけや具体的な指示が必要。	理解能力に不足がみられ、声かけや具体的な指示が必要な場合がある。	十分な理解能力があるとは言えないが、繰り返し説明をすれば理解が可能。	日常生活上は特段の問題はないが、各種手続きなど複雑な事項については支援等が必要	理解能力は問題なく、不明な点などは、自分から質問もできる。
	周りの者とのコミュニケーションが適切に図れるか。	他者とのコミュニケーションを図ることが困難。	コミュニケーション能力に難あり、孤立したり、問題となる行動をとってしまう恐れがある。	他者の感情等の理解や自分自身の意思伝達が苦手なため、対人トラブルを生じることがある。	コミュニケーション能力に一定の課題等が見受けられ、トラブル等抱えていないか定期的な確認が必要	生活を送る上での大きな支援は見受けられない。

ただし、この状態像の例はあくまでも本人の能力等の程度について判断する際の視点やその状態像の例を整理したものであり、それぞれの項目が枠内に該当しなければならないとするものではなく、また、状態像に該当した場合でも、他のサービス等の活用や、家族その他の関係者の支援等によって居宅生活が可能の場合には、居宅での保護を優先することとなることに留意が必要である。

なお、委託の必要性があるかは福祉事務所として判断するものであるが、実際に日常生活支援住居施設に入所するかは本人の希望によって行うものである。福祉事務所としては、活用可能な施設の選択肢として提示した上で、本人が入所先等を選択するものとなる。

(ウ) 委託の手順等

日常生活支援住居施設については、生活支援を行う職員を配置して日常生活上の支援を行う施設であることから、福祉事務所から要保護者の利用について依頼等する場合には、それらの生活支援の委託が必要な者について依頼するものである。

また、日常生活支援住居施設に要保護者から直接入所申込があった場合には、原則として、事前に生活保護の申請及び福祉事務所への委託の可否の判断を経た上で、委託の必要があると判断した場合において入所いただくこととするものである。

したがって、日常生活支援住居施設に入所する生活保護受給者については、原則生活支援の委託を行う者とし、その者にかかる支援の実施に伴う委託事務費を支給するものである。

なお、保護の申請があった際に緊急的に当面の居所を確保する必要がある場合、現行でも保護施設や無料低額宿泊所、簡易宿泊所その他の宿泊施設等を活用されているが、このような緊急的な居所の確保として日常生活支援住居施設へ入所させる場合には、日常生活上の支援が必要かどうかの判断等が十分に確認できていない状況であっても、委託の対象として差し支えないこととする。ただし、緊急入所後において速やかに支援委託の必要性について確認し、仮に居宅生活が可能等と判断された場合には、居宅への移行の支援又は日常生活支援住居施設でない無料低額宿泊所への転所等の支援を行うこととする。

ウ 日常生活支援住居施設の入所者への支援

日常生活支援住居施設における日常生活上の支援については、当該施設に委託するものであるが、福祉事務所では、入所者について日常生活支援住居施設における支援が必

要な状態であるか、日常生活支援住居施設において適切な支援が行われているか等を確認し、例えば居宅生活への移行又は他法施設等への転所が必要な状態であれば援助方針に記載し、居宅生活への移行等の支援を行うこととなる。

日常生活支援住居施設においては、6月に1回以上は個別支援計画の見直しをすることとしており、その際にあわせて、本人の状況及び施設での支援の状況を確認した上で必要な対応を行うこととする。

(5) 日常生活支援住居施設の委託事務費等

ア 委託事務費の単価設定

日常生活支援住居施設に入所を委託した場合について、支援に必要な費用として日常生活支援委託事務費を支払うこととなるが、その委託事務費の内容については以下のとおり予定している。

- 日常生活支援委託事務費については、委託対象者一人あたり、入所日数1日あたりの単価として、施設の所在地及び施設の定員規模別に金額を設定する。
- 日常生活支援住居施設のうち、より手厚い支援を必要とする方に対する支援を実施するため手厚い人員配置を講じていると認められる施設については、職員の配置体制別の加算措置、宿直職員を配置している場合の加算措置を設ける。

[日常生活支援委託事務費の支弁基準額(1日につき)]

<委託事務費基準額>

① 基本単価 <職員配置 常勤換算 15:1以上>

委託対象者1人につき、下記の委託費を支弁する。

(単位:円)

定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
15人以下	960	920	910	880	860	830	800	770
16人～20人	860	830	820	790	770	740	710	690
21人～30人	710	680	670	650	630	610	580	560
31人～40人	820	790	780	750	740	700	680	650
41人～50人	720	690	680	660	640	610	590	570
51人～60人	650	620	620	600	580	550	530	510

61人～70人	720	690	680	660	640	610	590	570
71人～80人	670	640	630	610	600	570	550	530
81人以上	630	610	600	580	570	540	520	490

※ 地域区分は、救護施設の一般事務費単価表の区分に準じる。

※ 人員配置が基準に満たない場合、個別支援計計画が未策定の場合には、それぞれ次の割合を乗じて得た額とする。

・人員欠如が3か月未満の場合は70/100、3か月以上の場合は、50/100

・計画未策定が3か月未満の場合は70/100、3か月以上の場合は、50/100

※ 人員欠如による減算は、その事実が生じた月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、当該施設の入所者全員について行う。

※ 個別支援計画の策定が適切に行われていない場合の減算は、その事実が生じた月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する入所者について行う。

② 支援体制別単価

事業所の職員体制に応じて、①に次の金額を加算する。

(単位:円)

職員体制	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
5:1	1,140	1,110	1,100	1,070	1,050	1,010	980	950
7.5:1	570	560	550	540	530	510	490	480
10:1	290	280	270	270	260	250	240	240

※ 5:1 及び 7.5:1 の単価については、手厚い支援を必要とする者(要支援要介護者、障害者、精神科病院退院患者、精神通院患者、刑余者等)が定員の50%以上、10:1の単価は、25%以上受け入れている実績がある場合に限り算定できるものとする。

※ 上記の入所実績の算定については、前年度の平均値によるものとし、年度中の再算定は行わない。

③ 宿直配置加算

夜間及び深夜の時間帯において、宿直勤務を行う職員を配置している施設については、下記の金額を加算する。

(単位:円)

定員	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
10 人以下	510	490	490	480	470	450	440	420
11～15 人	340	330	330	320	310	300	290	280
16～20 人	260	250	250	240	240	230	220	220
21～25 人	200	200	200	190	190	180	170	170
26～30 人	170	160	160	160	160	150	150	140

※ 宿直配置加算は、手厚い支援を必要とする者(要支援・要介護者、障害者、精神科病院退院患者、精神通院患者、刑余者等)が定員の5割以上受け入れている実績がある場合に限り、算定できるものとする。

イ 日常生活支援委託事務費の支弁方法

市町村及び都道府県による日常生活支援委託事務費の支弁は、次の①又は②の算定方法により算定した額をもって、原則として、日常生活支援住居施設が当該月の入居実績に基づいて各福祉事務所宛てに翌月の所定の日までに請求し、各自治体が請求のあった日から一定期間内に支払うものとする。

① 本人支払額のない場合

上記アの①～③により算定した日常生活支援委託事務費支弁基準額 ×
委託入居実人日数

② 本人支払額がある場合

上記アの①～③により算定した日常生活支援委託事務費支弁基準額 ×
委託入居実人日数 - 本人支払額

ウ 日常生活支援の委託開始時期

改正社会福祉法及び生活保護法の施行については、令和2年4月1日となっており、無料低額宿泊所の最低基準についても同日が施行日であることから、各自治体で条例策定を行っていただいているところである。ただし、日常生活支援住居施設への委託については、日常生活支援住居施設の認定の前提となる無料低額宿泊所の届出、日常生活支援住居施設の認定事務等、一定の準備期間が必要であり、検討会での議論や、自治体からも開始時期を統一すべきとの意見があったことから、各自治体で令和2年4月1日以降に施設の認

定申請等の事務を行い、令和2年10月から順次委託を開始することを基本とする。

エ 日常生活支援委託事務費の支給事務に関するシステム改修

日常生活支援住居施設への委託事務費の支給事務に関して「生活保護基幹事務システム(生活保護事務処理システム)」を改修する場合、当該改修費用に対する補助を行うため、令和元年度補正予算において必要な予算(※)を計上しているところであるので、改修を行う自治体におかれては活用を検討されたい。

※ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助対象予定(補助率:1/2)

(6) 日常生活支援住居施設の利用料(基本サービス費)の上限額の設定

無料低額宿泊所の利用料の費目や内容については、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令第34号)において規定しているが、そのうち、状況把握等の業務にかかる人件費・事務費については「基本サービス費」として利用者から受領できることとしている。

日常生活支援住居施設においても、無料低額宿泊所として状況把握等の業務を行うことから、当該業務にかかる人件費については、「基本サービス費」として利用者から受領ができることとするが、

- ・日常生活支援住居施設については、これまで利用料として受領していた日常生活支援業務にかかる人件費について、委託事務費として支給を受けることが可能であること、
- ・状況把握等の業務と日常生活支援に関する業務について、一体的・効率的に実施が可能であること

から、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受ける場合は、利用者から受領する「基本サービス費」について上限額を設定するものとする。

日常生活支援住居施設の認定を受けた施設が、利用者から受領可能な基本サービス費は月7,000円を上限とする。

3 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設にかかる住宅扶助の取扱い

(1) 面積減額措置の適用について

住宅扶助基準額については、平成27年7月から面積規模に応じた減額措置が講じられ

ているが、入居者に対する支援を行っている無料低額宿泊所については、宿泊料等から支援に必要な人件費を賄っている実態もあることから、減額措置の対象としないこととされていたところである。

今般、一定の支援体制を整備して支援を行う施設については、日常生活支援住居施設として、委託事務費の交付を受けることが可能となるため、原則どおり住宅扶助の面積減額措置の対象とする。

なお、減額対象となる面積の基準及び減額率については、現行の規定どおりとする。

面積	11 m ² ～15 m ²	7 m ² ～10 m ²	6 m ² 以下
減額率	△10%	△20%	△30%

- ・面積は壁芯計算によるものとし、1 m²未満は切り上げ
- ・台所(利用者への食事提供のための給食設備を含む。)、浴室(浴槽がある場合に限る。)及びトイレのいずれの設備(設備が専有か共有を問わない。)もある場合は、居室以外の専有面積が 8.5 m²あるものとみなし、8.5 m²に居室の床面積(専有部分に限る。)を加えた面積を当該住居等の床面積として取り扱う。

面積減額適用時期については、日常生活支援住居施設の認定を受ける施設については、日常生活支援住居施設の委託事務の開始時期とあわせて、令和2年10月分から減額の対象とする。(令和2年10月以降に日常生活支援住居施設の認定を受ける施設については、当該施設における日常生活支援住居施設の認定時期に応じて減額措置の対象とする。)

また、これまでは減額措置の対象外となっていたが日常生活支援住居施設の認定を受けない無料低額宿泊所については、平成27年7月の住宅扶助基準額の見直しの際の対応なども参考に激変緩和のための経過措置を設けることとし、令和3年10月分からの適用とする予定である。

したがって、令和2年度において、面積減額の対象となる施設については、年度中に日常生活支援住居施設の認定を受けて委託が開始される施設のみであるが、翌年度以降に減額措置の対象となる見込みの施設に対しては、あらかじめその旨を伝えた上で減額適用時に向けた準備等を促すこととされたい。

(2) いわゆる「簡易個室」にかかる住宅扶助基準額の減額措置

「簡易個室」については、前述したとおり、施行後3年の間(令和5年3月末まで)に解消を図ることとしたところであるが、「簡易個室」の早期の解消を図る観点から、令和3年4月以降、段階的に次の減額措置を講じる予定としている。

この減額措置についても該当する施設に対して、あらかじめ減額適用時に向けた準備等を促すこととされたい。

・適用時期 令和3年4月～令和4年3月

居室面積	～7.43 m ² 以上	7.42～4.95 m ²	4.94 m ² 未満
減額率	△10%	△20%	△30%

・適用時期 令和4年4月～令和5年3月

居室面積	～7.43 m ² 以上	7.42～4.95 m ²	4.94 m ² 未満
減額率	△20%	△30%	△40%

4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等における防火安全対策

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策については、平成30年1月の札幌市の施設火災を受けて、消防庁・国土交通省と3省庁連名で通知（「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号））を發出し、福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言や、無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保等について依頼をしているところである。来年度においても引き続き、本通知に基づいて施設に対する助言指導等をお願いする。

また、昨年から、社会福祉施設等施設整備費補助金において、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設を対象として、スプリンクラーの設置など防火関係の設備費用への補助事業を設けたところである。

さらに、来年度からは、上記整備事業に係る日常生活支援住居施設の事業主負担分等について(独)福祉医療機構の融資対象とすることとしている。(対象法人:社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人)

各自治体におかれては、無料低額宿泊所を運営されている事業者に周知の上、積極的な活用に向け検討をお願いしたい。

第4 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

1 被保護者健康管理支援事業について

(1) 事業の概要について

被保護者は、多くの健康上の問題を抱えるにもかかわらず、健康増進法（平成14年法律第103号）による健診受診率が10%以下に留まる等、健康に向けた諸活動が低調な状況にある。また、多くの被保護者は医療保険者が実施するデータヘルスの取組の対象とはなっていないが、福祉事務所による健康に関する支援は一部においてのみの実施となっている。

こうした状況を踏まえ、平成30年の生活保護法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和3年1月から必須事業として施行されることとなっているため、本庁におかれては全福祉事務所で確実に実施されるよう必要な指導援助をお願いしたい。

本事業は、多くの健康課題を抱えていると考えられる被保護者に対しては、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものである。

具体的な実施方法としては、平成30年10月2日付事務連絡にて、各自治体の試行用の手引きを配布した（以下、「試行用手引き」という。今年度内に、改訂版を配布予定）が、以下の進め方を想定しているところである。

- ①自治体毎に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握
- ②それに基づき自治体毎に事業方針を策定（以下の取組例のオに加え、ア～エから一つ以上を選択。）
 - ア 健診受診勧奨
 - イ 医療機関受診勧奨
 - ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
 - エ 主治医と連携した保健指導・生活支援
 - オ 頻回受診指導（同行受診指導や、医療券発行の際の指導を含む）

- ③リスクに応じた階層化を行い、集団または個人への介入を実施
- ④事業評価を行い事業方針に反映

事業の実施にあたっては、健康増進事業を担当している各市町村の保健部局に対して健康増進法に基づく健康診査の受診状況等の情報提供を求め、未受診者に対しては、健康診査の受診勧奨を行ったり、健診結果が芳しくない場合などには健康増進事業として実施している事業へ被保護者をつなげるなど、保健部局と協力することが重要であるため、被保護者健康管理支援事業の企画段階から、保健部局と連携体制を構築することが重要である。このほか、被保護者の状況に応じた健康管理支援をきめ細かく実施するために、介護関係部局などの行政内部の他部局や地域の社会資源との連携体制についても構築しておくことが求められる。さらに、事業の実施にあたっては、現状の調査・分析や介入の実施等において外部委託を活用することも考えられる。その際、国民健康保険の保険者と情報共有を行い、保険者が実施する保健事業を実施する主体（医療機関や民間企業等）へ委託すること等により、国民健康保険分野におけるデータヘルスに関する取組と一体的に実施していただくことも考えられる。

(2) 来年度の事業について

被保護者健康管理支援事業の円滑な施行（令和3年1月）に向けて、今年度から、試行事業の実施を含む計画的な準備をお願いしているところであり、およそ全体の1/3程度の福祉事務所において、非常勤保健師等や同行支援員の雇用による事業計画の策定や支援の実施や、データの収集・分析といった「試行事業・準備事業」を開始いただいているところである。

来年度においても、法施行前は引き続き準備作業を実施していただくことになるが、令和2年4月～12月実施分は補助率10/10で国庫補助できるよう必要な予算を確保したので、施行に向けて積極的に活用の上、ノウハウを蓄積していただきたい。

また、法施行後は必須事業として全福祉事務所で実施していただくことになるが、初年度は実施期間が1月～3月と短期間であるため、当該期間においては、例えば前述の(1)で示した実施方法のうち、①のデータ分析、課題把握や②の事業方針策定まで実施していただき、再来年度から本格的に介入支援を開始していただく等、

段階的に開始いただくことも可能である。

なお、国庫補助、国庫負担の概要については下記の通りである。法施行後は、改正生活保護法第75条第1項第3号及び第4号に基づく国庫負担（負担率3/4）となるので、ご留意いただきたい。

令和2年4月1日～12月31日：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金にて国庫補助（補助率10/10）

令和3年1月1日～3月31日：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金にて国庫負担（負担率3/4）

※「子どもとその養育者への健康生活支援」については、法施行後も引き続き生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の事業メニュー（補助率10/10）として存続する予定。

2 一般医療保険制度で導入が予定されているオンライン資格確認への対応等について

一般医療保険制度においては、令和3年3月より、保険証の代わりに個人番号カードを医療機関の窓口で掲示することにより資格確認が行われるという「オンライン資格確認」が導入される予定である。一方で、医療扶助においても、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度の導入を目指し検討を進めることとされたところである。

医療扶助はいわゆる医療券方式を採っており、常時携行できる保険証を利用して資格確認を行っている一般医療保険制度とは異なる部分があることから、導入に当たっては自治体関係者、有識者の意見を踏まえながら、制度的・実務的な課題を整理し、実現に向けた検討を行う必要があると考えている。

こうした必要性から、今般、厚生労働省社会・援護局長が参集する「医療扶助に関する検討会」を立ち上げ、年度内に第1回を開催することとしているので、ご承知おき願いたい。

なお、一般医療保険制度におけるオンライン資格確認導入への過渡的な対応として、今般、厚生労働省保険局より、各医療保険の保険者に対し、保険医療機関等が必要が高いと考えた場合に、患者に対して写真付き身分証を求める等の方法により、本人確認を行うことができることを示した通知が発出されたところである。

本通知の運用においては、仮に、公的医療保険の被保険者が本人確認を拒否した場合であっても、被保険者本人にも医療機関にも罰則は設けない旨、同時に発出された事務連絡で明示されていることから、医療扶助における診療報酬請求等の場面においても、支障が生じる場面は想定されないが、一方で、写真付き身分証を保有していない生活保護受給者から福祉事務所に相談があった場合には、例えば、現時点から個人番号カードを取得するよう促すという対応をとることが考えられるので、適切に取り計らい願いたい。

3 診療報酬請求債権の時効について

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の民法が令和2年4月1日に施行される。これにより、改正前の民法170条に定められていた短期消滅時効（3年）が廃止となり、診療報酬請求債権の時効は、権利を行使できることを知ったときから5年となるので、御承知おき願いたい。

なお、これに伴い、「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知）の問14を改正する予定である。

4 頻回受診の適正化について

昨年度、頻回受診の指導対象となる者の範囲を「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者」とする通知の改正を行い、各自治体においては、こうした考え方により対象者を抽出し、指導に繋げていただいているところである。

頻回受診に係る適正受診指導については、従来から実施していたものであるが、更なる対策として、平成30年度以降、一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に同行支援員が付き添うなどの指導強化を行う事業や、医学的知見に基づく判断が重要であると言う観点から、かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の人件費を助成する事業を行う自治体に対して予算補助を実施している。こうした取組は、先述の通り、健康管理支援事業の事業メニューとして実施することが可能になり、恒久的に予算措置できることとなる。

また、適正受診指導を行ってもなお改善されない者が、未だ全体の45%程度存在する

ことがわかっているが、こうした者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取組を可能とする予定であるので、御承知おき願いたい。

なお、頻回受診者に対する適正受診対策については、従来から「新経済・財政再生計画改革工程表」（経済財政諮問会議決定）において「窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討」することとされており、今後も更なる対策が必要となる可能性があるため、御承知おき願いたい。

5 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について

被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う予算事業を平成29年度から実施している。また、今年度から、被保護者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を、「お薬手帳を活用した重複処方の適正化」として実施しており、いくつかの自治体において実施しているところである。

こうした事業については来年度予算においても同様に実施できるものとして確保したところであり、薬局へのアクセス等、地域の実情を踏まえつつ、将来的な全国展開も視野に入れて推進したいと考えていることから、各自治体においては実施に向けて積極的に検討いただきたい。

6 後発医薬品の原則使用について

医療扶助における後発医薬品の使用割合のKPIとして、「2018年度以降の毎年度において80%」を掲げており、こうした目標の達成に向けて、地方自治体の意見を踏まえ生活保護制度においては、法改正により、医師又は歯科医師（以下、「医師等」という）が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することとしたものであり、平成30年10月1日から施行されている。

施行以降、各自治体においては上記の取扱いについてご協力いただいているところであり、感謝申し上げます。原則化後の使用割合は令和元年医療扶助実態調査（令和元年6

月社会保険診療報酬支払基金審査分)で明らかになるが、いくつかの自治体からは大きく伸びている旨の報告をいただいているところであり、今後も引き続き適正に運用されたい。

7 「医師の働き方改革」への対応、指定医療機関との関係について

厚生労働省医政局を中心に「医師の働き方改革」に関する検討が進められており、負担軽減が求められる「医師に作成を求める行政文書」の対象として、医療要否意見書も掲げられているところである。医療要否意見書の記載項目のうち、「初診年月日」欄と「概算医療費」欄については、福祉事務所において使用する頻度が低いとの意見もあることから、当該記載項目については、福祉事務所から求めがあった場合のみ記載することとして、事務連絡を発出する予定であるので、御承知おき願いたい。

なお、指定医療機関の義務等については、「指定医療機関医療担当規定」（昭和25年8月23日厚生省告示第222号）で定められている。保護の実施機関において、指定医療機関医療担当規定の趣旨を超えて、過度な事務負担を一方的に求めることは適切ではないので、円滑な医療扶助の提供に当たっては、地域の指定医療機関と適切に協議した上、実施するよう留意されたい。

8 施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日社援保発第58号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられない旨指導を行っている例があるとの指摘がある。

施術を希望する者に対して、一律に医療機関を受診するよう指導することや、整形外科以外の診療科の医師同意を有効とみなさないことは、医療扶助の運営において適切な取扱いではない。

このため、改めて上記について周知徹底をお願いするとともに、医師の同意については、ケースワーカー等に対して、あらためて下記医療扶助運営要領の取扱いの周知徹底をお願いする。

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な支給について」（平成23年3月31日社援保発0331第7号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところである。厚生労働省保険局より発出されている「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について」（平成29年9月4日保医発0904第2号厚生労働省保険局医療課長通知）において、柔道整復療養費審査委員会に重点的審査事項として、同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」に関することが追加されるなどしているが、こうした施術が実施されている被保護者に関する病状調査についても当該社会・援護局保護課長通知でお願いしているところであるので、上記の事項と併せて当該社会・援護局保護課長通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

9 通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとしてい

るが、こうした仕組みを適切に周知できていないこと等により、漏給または濫給の事案が発生している場合がある。

各地方自治体におかれては、本取扱いについて再度確認の上、保護開始時等に適切に周知を行う等、対応について遺漏なきようお願いする。

第5 介護扶助について

1 指定介護機関に係る指定の効力の停止について

平成25年の生活保護法改正により、平成26年7月1日（法施行日）以降に介護保険法の取扱機関となった全ての介護機関は、生活保護法第54条の2第2項の規定に基づき、生活保護法の指定を受けたものとみなすこととなっている。

これに併せて、生活保護法の指定を受けたものとみなされた介護機関は、介護保険法の取扱機関でなくなった場合（介護保険の指定等の辞退、廃止、取消し又は効力が失われた場合）、連動して生活保護法による指定の取消し等効力を失うこととされている。しかしながら、介護保険法による指定等の全部又は一部の効力の停止（以下「効力の停止」という。）が行われた場合については、連動して生活保護法による指定の効力の停止を行う規定は設けられていないところである。

このため、介護保険法による効力の停止がされた指定介護機関については、連動して生活保護法による効力（介護保険法による効力の停止がされている部分に限る。）の停止が行われるようにすることについて、地方公共団体から要望があったところであるが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、法律の改正により措置する方針となっているので、御承知おき願いたい。

第6 地方自治体の体制整備等について

生活保護担当のケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置されているところであるが、令和2年度予算案においては、直近の保護動向等を踏まえ、令和元年度と同じ配置数となる予定である。

地方自治体の福祉担当部局においては、地域の実情に応じて、ケースワーカーや査察指導員の必要な配置がなされるよう、関係部局との調整を図られたい。

(参考)

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等（令和2年度案）

・ ケースワーカー

道府県 24 人（対前年度±0人）

市町村 16 人（対前年度±0人）

・ 査察指導員

道府県 4 人（対前年度±0人）

市町村 3 人（対前年度±0人）

※ 標準団体行政規模（道府県：町村部人口20万人、市町村：市部人口10万人）

第7 令和2年度の生活保護基準について

1 令和2年度の生活扶助基準（第1類・第2類）について

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うとともに、国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案して改定を行っている。

令和2年度の生活扶助基準の改定については、平成30年10月から3回にわたって段階的に行う見直し（年齢、世帯人員、居住地域別にみたそれぞれの消費実態と基準額のばらつきを是正）の施行3年目分を令和2年10月から実施することとしている。

2 高等教育の修学支援新制度創設に伴う対応について

令和2年4月1日より、高等教育の修学支援新制度（大学等へ通う学生に対して、授業料等の減免や給付型奨学金を支給する制度。文科省所管）の実施が予定されており、高等専門学校（4・5学年）についても支援の対象に含まれているところである。

生活保護受給世帯について、これまで高等専門学校に通う場合の授業料については1学年から3学年は高等学校等就学支援金（文科省所管）、4・5学年については高等学校等就学費（生業扶助）で対応していたが、本制度の対象となる者については、現行の高等学校等就学費（生業扶助）における授業料の支給を行わないこととする予定である。

また、入学料（高等専門学校の4・5学年に編入学する場合に限る）についても本制度の対象となる場合は、高等学校等就学費（生業扶助）における入学料の支給を行わないこととする予定なので、併せてご了解願いたい。

3 その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、児童養育加算及び母子加算については、平成30年10月から3回にわたって段階的に行う見直しの施行3年目分を令和2年10月から実施することとしている。

また、住宅扶助（住宅維持費）や生業扶助（技能修得費）等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

ただし、他制度と連動して改定を行う加算等（重度障害者加算や医療特別手当に係

る収入認定除外等) については、従前のおり他制度と連動した改定を行うこととしているので、ご了承ください。

(参考) 令和2年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例(令和2年10月施行)

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	158,760	153,890	149,130	149,130	142,760	139,630
住宅扶助 (注2)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	228,560	197,890	205,130	195,130	184,760	181,630
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(Ⅵ区の月額×5/12)、児童養育加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の令和2年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	77,980	74,690	70,630	70,630	67,740	66,300
住宅扶助 (注2)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	131,680	108,690	113,630	105,630	99,740	98,300
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(Ⅵ区の月額×5/12)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の令和2年度における上限額の例である。

3. 高齢者夫婦世帯【68歳、65歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	121,480	117,450	113,750	113,750	108,810	106,350
住宅扶助 (注2)	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	185,480	158,450	165,750	155,750	146,810	144,350
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(Ⅵ区の月額×5/12)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の令和2年度における上限額の例である。

4. 母子3人世帯【30歳、4歳、2歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	190,550	185,750	179,270	179,270	171,430	168,360
住宅扶助 (注2)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	260,350	229,750	235,270	225,270	213,430	210,360
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(Ⅵ区の月額×5/12)、児童養育加算、母子加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の令和2年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

※現時点の案であり、今後変更があり得ることに留意が必要。

4 生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響

生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、平成30年1月19日の閣僚懇談会において、政府の対応方針として、

- ① 国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とすること
- ② このほか、個人住民税の非課税限度額等については、平成30年度の影響はなく、平成31年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討すること
- ③ さらに、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること

について確認したところである。

この対応方針を踏まえ、昨年に引き続き、「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(令和元年9月27日厚生労働省発社援0927第3号厚生労働事務次官通知)を発出して、今回の生活保護基準の見直しに伴う、他制度への影響については、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断いただくよう依頼を行ったところである。

各自治体におかれても、この政府の対応方針の趣旨を御理解いただいた上で、適切に御判断・御対応いただくよう、引き続きよろしくお願ひしたい。また、従前より、保護の廃止の際の要否判定においては、実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要及び以後特別な事由が生じない限り保護を必要としない生活が維持できるか否かを判断することとしており、廃止後に生じうる各種税・保険料、医療費の一部負担なども考慮した上で判定することとしている。

「生活保護基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な実施に係る留意事項について」(平成30年9月4日社援保発0904第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、国民健康保険や後期高齢者医療制度に限らず、介護保険、自立支援医療等を含め、保険料・自己負担金等(軽減後)を負担してもなお、今後の生活を維持できるか十分配慮した上で、生活保護の廃止を行うことを通知しているため、本年についても、引き続き適切な対応をお願ひしたい。

第8 生活保護関係予算について

1 生活保護費等負担金について

(1) 令和2年度予算案について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に、直近の被保護人員の伸び率等を勘案して必要額を算出した上で、生活保護基準の見直しや年金生活者支援給付金の支給などを勘案し、2兆8,219億円を計上している。

令和元年度当初予算	令和元年度補正後予算	令和2年度予算案
2兆8,508億円	2兆7,946億円	2兆8,219億円

(2) 予算の適正な執行について

生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、当該年度中の直近実績に基づき算出された各地方自治体の所要見込額に基づき交付しているところである。

令和元年度においては、年度中に3回所要見込額を把握していたところであるが、当初交付申請額からの変動が少ない状況にあり、また各地方自治体の作業負担等を考慮し、令和2年度については、所要見込額調べを2回とする予定である。

そのため、具体的な提出期限は追ってお知らせするが、これまでと同様に管内の保護動向等を注視し適切に所要額を算出していただくようお願いする。

(3) 生活保護費等負担金に係る適正な精算について

生活保護費等負担金の精算については、会計検査院の平成26年度決算検査報告において、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう処置要求されたところであり、これを受けて「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社援保発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を平成27年12月8日付けで改正し、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等を適正に実施するよう周知徹底をお願いしているところである。

各地方自治体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、返還金等の債権管理及び負担金の精算が適切に行われるよう引き続き徹底されたい。

また、生活保護費等負担金の精算は事業実績報告書により行っており、提出期限を翌年度の6月末日としているが、多くの自治体で提出が遅れているところである。実

績報告書の確認作業は国、自治体双方で時間を要するため、精算事務に支障を来さないためにも提出期限を遵守していただくようお願いする。

2 生活保護関係事業について

(1) 令和2年度予算案について

生活保護関係事業について、令和2年度予算案において、被保護者就労支援事業や被保護者就労準備支援等事業、生活保護適正化等事業に必要な額を計上するとともに、新規・拡充を計上したところである。

- 【新規】被保護者健康管理支援事業（令和3年1月～3月実施分） 9.8億円
- 【新規】居宅生活移行総合支援事業 6.0億円

また、生活保護適正化等事業については、令和元年度補正予算において、日常生活支援住居施設の創設に伴う委託事務費の計算等に係る機能追加のための生活保護業務関係システムの改修費用として4.5億円を計上し、生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進することとしている。

(2) 令和2年度の執行等について

生活保護関係事業の国庫補助協議に当たっては、個々の事業の必要性や効果等について十分に精査いただくとともに、生活保護関係事業と生活困窮者自立支援施策が連携することにより、事業の効果的、効率的な実施となるよう努めていただきたい。

なお、上記の令和元年度補正予算の事業についても、協議漏れ等を防止する観点から、令和2年度予算の事業と同時期に国庫補助協議を行う予定である。具体的には国庫補助協議の交付方針において別途お示しするので、ご承知おきいただきたい。

また、被保護者健康管理支援事業の円滑な法施行（令和3年1月）に向けて、令和元年度より試行事業・準備事業として予算補助（補助率 10/10）を行っており、令和2年度においても法施行前（令和2年12月）までの試行事業・準備事業については、引き続き予算補助を実施する予定であるが、法施行後（令和3年1月）からの実施分については、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（負担率 3/4）による国庫負担となるので、ご留意願いたい。

3 保護施設の運営等について

(1) 保護施設等関係予算について

保護施設の運営費については、令和元年の人事院勧告を踏まえて保護施設事務費の支弁基準の改定を行い、令和元年4月から適用することとしたところである。

なお、当該人事院勧告を踏まえた保護施設事務費の支弁基準については、引き続き、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、平成31年4月1日から適用される支弁基準と令和元年10月1日から適用される支弁基準が異なるのでご留意願いたい。

令和2年度予算案においては、保護施設における措置人員及び各種事業の実施か所数の増等に必要な額を計上するとともに、保護施設事務費の支弁基準について所要の改正を行うこととしている。

令和元年度当初予算	令和元年度補正後予算	令和2年度予算案
297億円	300億円	301億円

なお、上記の保護施設事務費とは別に、改正生活保護法により創設する「日常生活支援住居施設」（令和2年4月1日施行）への委託事務費（負担率3/4）に必要な額として、令和2年度予算案に13.4億円を計上している。

(2) 保護施設の整備について

保護施設の整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者関係施設及び保護施設分）において、令和2年度予算案として174億円を計上するとともに、令和元年度補正予算において83億円を計上し、計画的に整備を推進することとしている。

平成30年度は、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生したことから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、耐震化整備、ブロック塀等改修及び非常用自家発電設備の整備を推進しているところである。

令和元年度においても、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、第19号、第21号等により、広域かつ甚大な被害をもたらした多くの豪雨災害等が発生した。また、災害そのものによる直接的な被害のみならず、停電・断水等により、社会福祉施設等でライフラインが長期間にわたり途絶するなど、施設機能の維持に支障が生じたことから、停電・断水に対応できる非常用自家発電設備、給水設備の整備等、

防災・減災の更なる推進を図る必要があると考えている。

社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助協議においても、緊急対策を優先的に検討しつつ、あわせて通常整備を行っていくこととしているので、この機会に積極的に協議を行っていただくようお願いする。

(3) 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策等の徹底について

(土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画)

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木（砂防・河川）部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等の避難確保計画作成状況及び訓練実施状況を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）」や「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月厚生労働省・国土交通省）」を参考に、あらゆる機会を通じて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年11月には、総務省からの「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成29年5月）を受け、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策におけ

る連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているので、各都道府県等におかれては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画の砂防部局への情報提供、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなど、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いします。

（津波対策）

津波対策については、平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震など、近年震度7を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要がある。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要がある。

各都道府県等におかれては、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第54条第4項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられているので、「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について

（周知及び指導・助言依頼）」（令和元年6月17日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）も参考にさせていただきながら、管内市町村及び保護施設に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いします。

（保護施設における非常災害対策計画）

救護施設、更生施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）及び宿所提供施設における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、平成28年台風10号に伴う水害により、高齢者施設において多数の利用者が亡くなったことを受けて、現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、点検結果の当省への報告をお願いした。

当該結果については、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練

の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成30年12月28日社援保発1228第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により通知したところであるが、非常災害対策計画（以下「計画」という。）の策定率が70.3%となっており、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた計画を策定していない施設が散見されたところである。

都道府県等におかれては、改めて管内市町村及び救護施設等に対し、適切な計画の策定や避難訓練の実施について周知・徹底いただくとともに、必要に応じて土木（砂防・河川）部局等と連携した上で、施設が属する地域・地形で起こりうる災害に対応できる計画の策定等が速やかに行われるよう、指導監査等のあらゆる機会を通じて重点的な指導・助言をお願いします。

なお、水防法及び土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」は「非常災害対策計画」に必要事項を追記する形で作成することが可能であり、市町村への報告を求められる。

これについては、「要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練実施の徹底について（依頼）」（平成29年8月23日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）により周知されているところであるが、念のため申し添える。

（3）防火安全対策の徹底について

平成30年に北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において火災が発生し、11名の入所者が死亡するという痛ましい事故が発生したことを踏まえ、「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（平成30年2月2日付厚生労働省社会・援護局総務課長ほか課長連名通知）を発出し、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、施設管理者に対し改めて周知徹底をお願いしたところであり、保護施設において防火安全対策の更なる徹底が図られるようお願いする。

（4）インフラ老朽化対策の推進について

インフラ老朽化対策については、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基

本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が示されたところである。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらなる取組として、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成 29 年 3 月 23 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和 2 年度末までに公立の社会福祉施設等については、個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」の策定を推進することとしている。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を令和 2 年度末までに 100%とすることを目標として掲げている。

一方、公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の保護施設及び公立の社会事業授産施設においては、平成 31 年 3 月末日時点の調査によれば、策定率は 43%と低調な状況にある。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年 12 月 27 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知））を作成したので、地方公共団体におかれては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の検討に着手するようお願いする。その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していただくようお願いしたい。

（5）福祉サービス第三者評価事業の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果

を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、平成 16 年より「福祉サービス第三者評価に関する指針について」に定める福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び福祉サービスごとの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたところ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により「指針」を全面改正しているところである。

一方、救護施設における第三者評価事業については、これまで独自の評価基準ガイドラインを策定しておらず、障害者・児の評価基準ガイドラインを参考にするなどして実施されていたところであるが、利用者の地域移行や地域定着支援、生活困窮者への取組など、救護施設に求められている活動を適切に評価する観点から、平成 30 年 9 月に救護施設におけるガイドラインを策定し、「救護施設における第三者評価の実施について」（平成 30 年 9 月 20 日社援発 0920 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）により通知しているところである。

各都道府県におかれては、御了知いただくとともに、本事業がよりサービスの質の向上に資するよう、事業の推進に努めていただきたい。

（6）社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応については、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を絶つことが重要である。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚労省）P.4（感染経路の遮断）<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf> や「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）、P.8（飛沫感染対策）、P.12（接触感染対策）<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf> 等を活用し、社会福祉施設等での感染対策に努めていただくよう、周知徹底をお願いする。

なお、以下の厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関する Q&A

をはじめ、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安、啓発資料、厚生労働省から発出した通知などを随時更新し掲載しているので、こちらで最新の情報を入手するよう御留意いただきたい。

(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

第9 生活保護関係調査等について

1 令和2年度生活保護関係調査の実施について

令和2年度に実施を予定している生活保護関係調査は、統計法に基づく一般統計調査として、「被保護者調査」「医療扶助実態調査」「社会保障生計調査」の3つであり、次の一覧表（※）のとおりである。

※ 令和2年度生活保護関係調査一覧

統計法に基づく一般統計調査（定期実施：3本）

調査の名称	調査の周期・時期 ()は提出期限	調査の目的	調査事項	調査の対象 (①) 調査の系統 (②)	調査の方法
被保護者調査	毎月 (翌月20日)	生活保護世帯の保護 の受給状況等の把握	世帯数・世帯人員（保護の種類 別、世帯類型別）、保護の開始・ 廃止の状況等 ※月次では調査していない詳細 事項を調査。 ◆世帯の状況 保護の状態（保護の開始・ 廃止年月日等）、保護の決定 状況（最低生活費、収入認定 額等）、扶助の種類（居宅・ 入院所等）等 ◆世帯員の状況 性別、年齢、就労・就学状 況、加算の状況、年金受給状 況、障害・傷病の状況等	① 生活保護世帯の全数 ② 報告者（福祉事務所）※ 都道府県・指定都市・中核市 厚生労働省 ※ 一部の調査票は、報告者が都道府県・ 指定都市・中核市の本庁	オンライン調査 (生活保護業務 データシステム)
	毎年7月末日 (毎年8月末日)				
医療扶助実態調査	毎年7月 (毎年8月下旬)	生活保護法による医療 扶助受給者の診療 内容の把握	◆診療報酬明細書 性別、年齢、傷病名、診療 実日数、診療行為別点数・回 数及び薬剤の使用状況等 ◆調剤報酬明細書 性別、年齢、処方箋受付回 数、調剤行為別点数・回数及 び薬剤の使用状況等	① 毎年6月基金審査分（4月・5月診療分） の診療・調剤報酬明細書のうち一般診療・ 歯科診療・調剤分のレセ電データの全数 ② 報告者（福祉事務所）※ 都道府県・指定都市・中核市 厚生労働省	郵送調査
社会保障生計調査	毎年4月から 翌年3月までの 1年間の毎月 (調査月の翌月末日)	生活保護世帯の家計 上の收支状況等の把握	生活保護世帯の世帯状況、家計 収支の状況、消費品目の種類、 購入数量等	① 生活保護世帯のうち1,110世帯（抽出※） ※ 全国を地域別に10ブロックに分け、各 ブロック毎に都道府県・指定都市・中核 市のうち1～5か所を調査自治体として 選定し、そこから調査世帯を抽出。 調査対象自治体は、北海道及び東京都 を除き、原則として2年毎に交代。 ② 報告者（世帯） 福祉事務所 都道府県・指定都市・中核市 厚生労働省	調査員調査

(1) 被保護者調査について

月次調査は毎月のデータを、年次調査（基礎調査・個別調査）は7月末日現在のデータを、それぞれの提出期限までに「生活保護業務データシステム」への登録によりご報告いただきたい。

なお、既にお知らせしているとおり、被保護者調査においては、令和2年度調査からの調査項目の追加・変更として、

- ① 保護廃止の理由について、「左記(上記)以外の収入の増」「世帯構成の変更」「指導指示違反」及び「逮捕・勾留等」を追加

【月次調査：第10表、年次調査(基礎調査)：第10表、年次調査(個別調査)：世帯の状況】

- ② 職業の分類のコード番号について、「1～9及び99」から「10～21及び98」へ変更

【年次調査(個別調査)：世帯員の状況】

することとしている。各自治体におかれては、これらの調査項目の追加等に対応すべく「生活保護基幹事務システム(生活保護事務処理システム)」の改修を既に進めて頂いているものと承知しているが、本年4月分から調査を開始する項目もあるため、本調査の実施に支障を来さないよう準備方よろしくお願ひしたい。

また、日常生活支援住居施設の創設に伴い、令和3年度調査(令和3年4月分)より、月次調査第5表「保護施設・在所者」の調査対象施設として「日常生活支援住居施設」を追加し、各自治体からご報告いただく予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、月次調査第5表については、都道府県・指定都市・中核市の本庁を報告者としている調査票であるため、この調査項目の追加に伴う「生活保護基幹事務システム(生活保護事務処理システム)」の改修は不要である。

(2) 医療扶助実態調査について

本年8月下旬の提出期限までに、レセプト管理データから抽出した6月基金審査分(4月・5月診療分)のレセ電データを郵送により提出していただくこととなるので、引き続き御協力をお願いしたい。

(3) 社会保障生計調査について

調査月の翌月月末の提出期限までに、調査世帯より回収した調査票を郵送により提出いただくことになるので、令和2年度の調査対象自治体(※1)におかれては、調査関係業務についてご負担をお掛けするが、本調査の実施に引き続き御協力をお願いしたい。

なお、令和3年度以降の社会保障生計調査の調査対象自治体については、基本的には平成27年2月にお示しした令和8年度分までの調査対象予定自治体(※2)により実施する予定であるが、近年の指定都市・中核市の増加に伴い別途調整を行うことを検討しているので、予めご承知おき願いたい。

※1 令和2年度社会保障生計調査の調査対象自治体

- 都道府県(14都道府県)
北海道、岩手県、山形県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、福井県、岐阜県、大阪府、和歌山県、岡山県、山口県、宮崎県
- 指定都市(6市)
札幌市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、北九州市
- 中核市(14市)
青森市、山形市、船橋市、富山市、福井市、姫路市、奈良市、呉市、下関市、高松市、高知市、佐世保市、大分市、鹿児島市

※2 令和3年度以降の社会保障生計調査の調査対象自治体(予定)

調査実施年度	調査対象自治体(予定)
令和3,4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県(14都道府県) 北海道、東京都、宮城県、秋田県、新潟県、石川県、静岡県、滋賀県、島根県、香川県、高知県、福岡県、鹿児島県、沖縄県 ○ 指定都市(4市) 相模原市、大阪市、岡山市、熊本市 ○ 中核市(13市) 函館市、郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、柏市、豊橋市、岡崎市、高槻市、豊中市、尼崎市、久留米市
令和5,6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県(10都道府県) 北海道、東京都、福島県、富山県、長野県、兵庫県、鳥取県、徳島県、長崎県、大分県 ○ 指定都市(8市) さいたま市、千葉市、横浜市、静岡市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 ○ 中核市(13市) 旭川市、盛岡市、秋田市、横須賀市、金沢市、岐阜市、豊田市、西宮市、大津市、倉敷市、松山市、宮崎市、那覇市
令和7,8年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県(17都道府県) 北海道、東京都、青森県、茨城県、群馬県、千葉県、福井県、山梨県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、広島県、愛媛県、佐賀県、熊本県 ○ 指定都市(4市) 札幌市、仙台市、新潟市、浜松市 ○ 中核市(10市) いわき市、越谷市、八王子市、富山市、長野市、東大阪市、枚方市、和歌山市、福山市、長崎市

注1：北海道と東京都は毎年実施。

注2：調査客体世帯数については、調査対象自治体における直近の被保護世帯数の割合などを基に配分(各年度毎の調査依頼時に提示)。

2 統計法及び提出期限の厳守について

上記の各調査は、統計法に基づいて国が実施する一般統計調査であること、また調査により知り得た情報は、統計を作成するためのみに用いられるものであり、その他の目的に用いたり、第三者に見せたりすることは、統計法によって固く禁じられていることに改めて留意されたい。

また、各調査は、各自治体関係者の御理解及び御協力によって実施されているところであるが、一部の自治体からの提出が遅れると、結果として、全体の集計業務に支障を来すこととなるため、提出期限の厳守について、引き続き御協力をお願いしたい。

3 生活保護業務関係システムの改修について

日常生活支援住居施設への委託事務費の支給事務に関して「生活保護基幹事務システム（生活保護事務処理システム）」を改修する場合、当該改修費用に対する補助を行うため、令和元年度補正予算において必要な予算（※）を計上しているところであるので、改修を行う自治体におかれては活用を検討されたい。

※ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助対象予定（補助率：1／2）

第 10 生活保護基準の改定に伴う審査請求について

1 審査請求の報告について

平成 30 年 10 月から段階的に実施している生活扶助基準の見直しに伴う保護変更決定処分の取消しを求める審査請求が全国で多数提起されており、その提起件数について、各自治体より毎月ご報告をいただいているところである。

令和 2 年度においても、この基準改定に関する審査請求が多数提起されることが予想されることから、各自治体におかれては引き続き適切に審査請求に係る事務を行っていただくとともに、提起件数の毎月の報告についてもご協力をお願いしたい。

2 審査請求の受付及び送付について

保護の決定処分に対する審査請求に関して、審査請求人が都道府県知事宛ての審査請求書を処分庁に対して提出した場合、行政不服審査法第 21 条に基づき、処分庁は、当該審査請求の審査庁となるべき都道府県知事に、当該審査請求書を送付しなければならないとされている。

その際、審査請求期間の計算のため、提出日が明らかとなるよう、直接持ち込まれた場合は、持ち込まれた日付の受領印を押印し、郵送の場合は封筒を同封して送付されたい。

すなわち、審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出した時に、処分についての審査請求があったとみなされることから、審査請求の提起日は、処分庁の窓口へ直接提出された場合には、提出日、郵送で処分庁へ提出された場合には、封筒の消印日となるためである。

さらに、厚生労働大臣宛ての再審査請求について、処分庁及び審査庁に対して提出した場合も、同様の処理を行った上で、速やかに当課宛てに送付いただきたい。

上記取扱いについては、改めてご理解いただくとともに、管内福祉事務所に周知していただくようお願いする。

(参考) 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) (抄)

(処分庁等を経由する審査請求)

第21条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第19条第2項から第5項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第29条第1項及び第55条において同じ。)を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

3 第1項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

3 不服申立てに係る適切な教示について

不服申立てに係る教示について、再審査請求ができない処分であるにも関わらず再審査請求をすることができる旨の教示がなされる事例や、審査請求をすることができる期間を誤った教示がなされる事例が見受けられるところである。

このため、行政不服審査法等の関係法令に基づき、不服申立てに係る教示を誤りなく適切に行っていただくよう、改めてご認識いただくとともに、併せて管内福祉事務所に對して周知徹底願いたい。

なお、生活保護に関する審査請求・再審査請求の根拠規定は次ページのとおりであるので、参考にさせていただきようお願いします。

審査請求・再審査請求の根拠規定について

○保護の決定及び実施に関する事務並びに就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務に関する処分の場合 → 生活保護法第64条、第66条、地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第1号	なし
都道府県設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第1号 及び同条第2項
市町村長 (町村長は、福祉事 務所設置町村長に限 る。)	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第2号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・生活保護法第66条第1項
市町村設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・生活保護法第64条	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・生活保護法第66条第1項

○法定受託事務であって、上記事務に関する処分を除く処分の場合（78条処分など）
→ 地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第1号	なし
都道府県設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第1号 及び同条第2項
市町村長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第2号	なし
市町村設置 福祉事務所長	市町村長 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	都道府県知事 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第2号 及び同条第2項

第 11 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて

1 訴訟提起等の報告について

生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する訴訟は、判決の内容如何によって、生活保護法や保護の実施要領等の解釈及び運用に影響を及ぼすことがあり得ることから、地方自治体や法務省、所管の法務局（又は地方法務局）と当課が連携しつつ、迅速に対応していくことが必要である。

そのため、地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方自治体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和 22 年法律第 194 号。以下「権限法」という。）第 6 条の 2 の規定により、当該地方公共団体は、直ちにその旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないとされている。

これを受け、地方自治体が、生活保護法第 84 条の 5 の別表に掲げる第一号法定受託事務に関する訴訟が提起された場合、権限法の規定に基づき、所管の法務局長又は地方法務局長へ報告し、訴訟の進め方について相談するとともに、併せて都道府県及び当課への報告をお願いしているところであるが、訴訟の提起及び訴訟経過の報告がないため、当課において適時適切に助言ができず、行政庁敗訴判決に至るケースが散見される。

そのため、「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 29 日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）により、遅滞なく訴訟状況の報告をするよう周知徹底しているところである。

また、訴訟の報告については、訴状が提起された時点だけでなく、期日が行われる毎に提出された書面とともに、期日でのやりとりを記録したものを当課へ提出し、さらに、判決及び判決確定までの随時報告までを求めているので、遅延なきようご留意いただきたい。

特に、生活保護基準の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める訴訟が提起された場合は、提起されるとの情報や、訴訟代理人からの当事者照会などの訴訟に関連する照会などがあつた場合も含めて、速やかに当課に一報いただくとともに、緊密な連携をお願いしたい。

なお、当課に対しては、上記権限法第 6 条の 2 の規定に基づく報告に加え、国家賠償法に基づく国家賠償請求訴訟についても報告していただきたい。

これらの取扱いについて、都道府県におかれてはご理解いただき、併せて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）（抄）

第6条の2 （略） 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2～5 （略）

2 法務大臣に対する訴訟の実施請求について

権限法第7条第1項の規定に基づき、地方自治体が被告となっている訴訟であって、国の利害に関係するものについては、法務大臣に対し、法務局又は地方法務局の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができるものとされているところである。

地方自治体を被告とした生活保護法の処分の取消し等を求める抗告訴訟が提起された場合においては、同項に基づき、所管の法務局（又は地方法務局）に対して、訴訟の実施請求を行っていただくようお願いしたい。（明らかに生活保護法や保護の実施要領等の解釈及び運用に影響を及ぼさないと考えられる場合を除く。）

(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）（抄）

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

2～4 （略）